

総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和3年3月19日（金曜日）
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 0分 開議
午後 2時46分 散会

付託事件

議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第32号（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分及び建設企業委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款、第10款中文教福祉委員会所管分及び第11款並びに第2表継続費並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分、産業消防委員会所管分及び建設企業委員会所管分を除く）、議案第38号、議案第46号、議案第47号（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第6款、第7款、第8款、第9款及び第10款並びに第2表継続費補正中第6款、第8款、第9款及び第10款を除く）、議案第52号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第 4号 水戸市市税条例
- ② 議案第 5号 水戸市職員定数条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第 6号 水戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- ④ 議案第 7号 水戸市手数料条例の一部を改正する条例
- ⑤ 議案第32号 令和3年度水戸市一般会計予算（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分及び建設企業委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款、第10款中文教福祉委員会所管分及び第11款並びに第2表継続費並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分、産業消防委員会所管分及び建設企業委員会所管分を除く）
- ⑥ 議案第38号 令和3年度水戸市公共用地先行取得事業会計予算
- ⑦ 議案第46号 包括外部監査契約の締結について
- ⑧ 議案第47号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第11号）（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第6款、第7款、第8款、第9款及び第10款並びに第2表継続費補正中第6款、第8款、第9款及び第10款を除く）
- ⑨ 議案第52号 令和2年度水戸市公共用地先行取得事業会計補正予算（第1号）

2 出席委員（7名）

委員 長	小 泉 康 二 君	副委員 長	佐 藤 昭 雄 君
委 員	滑 川 友 理 君	委 員	田 中 真 己 君
委 員	高 倉 富 士 男 君	委 員	須 田 浩 和 君

委員	福島辰三君		
3	欠席委員（なし）		
4	委員外議員出席者（2名）		
議員	中庭次男君	議員	松本勝久君
5	説明のため出席した者の職, 氏名		
副市長	田尻充君		
市長公室長	小田木健治君	秘書課長	川上悟君
政策企画課長	宮川孝光君	交通政策課長	須藤文彦君
情報政策課長	北條佳孝君	みとの魅力 発信課長	沼田誠君
総務部長	園部孝雄君	総務部参事兼 人事課長	天野純一君
総務法制課長	上垣外泰之君	行政経営課長	熊田泰瑞君
財産活用課長	谷津茂男君	市民課長	高安正紀君
財務部長	白田敏範君	税務事務所長	小川喜実君
財務部参事兼 財政課長	梅津正樹君	契約検査課長	鈴木和男君
市民税課長	安里裕行君	資産税課長	関根豊君
収税課長	佐々木信也君		
市民協働部長	川上幸一君	市民協働部 副部長	小嶋いつみ君
市民協働部 技監	太田達彦君	市民協働部 参事兼 スポーツ課長	柏直樹君
市民協働部 技監兼 体育施設整備 課長	青山和夫君	市民生活課長	小川邦明君
防災・危機 管理課長	小林良導君	生活安全課長	村沢晶弘君
文化交流課長	三宅陽子君	新市民会館 整備課長	篠原芳之君
男女平等 参画課長	石塚美也君		
生活環境部長	佐藤則行君	環境保全課長	林栄一君
衛生事業課長	黒澤純一郎君	ごみ減量課長	渡邊徳子君
廃棄物対策 課長	亀井俊道君	新ごみ処理 施設整備課長	宮田正一君

清掃事務所長 清 水 健 司 君

会計管理者兼
会計課長 小 田 木 義 弘 君

選挙管理委員会
事務局長 外 岡 淳 一 君

監査委員
事務局長 綿 引 信 明 君

監査委員
事務局次長 和 田 隆 君

議会事務局長 小 嶋 正 徳 君

議会事務局
次長兼
総務課長 関 谷 勇 君

議事課長 永 井 誠 一 君

6 事務局職員出席者

議事課副参事
兼課長補佐 大 嶋 実 君

書記 武 田 侑 未 子 君

午前10時 0分 開議

○小泉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

この際、御報告いたします。本日、一般傍聴人1名がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

〔傍聴人入室〕

○小泉委員長 これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第4号ほか8件であります。

お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第4号ほか8件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、付託議案については一通りの説明を受けましたので、これより各議案について順次、質疑を行います。

初めに、議案第4号 水戸市市税条例について、質疑のある方は発言を願います。

福島委員。

○福島委員 座っていいかね。立たないと駄目。懲罰なの。

○小泉委員長 懲罰まではいかないんですけども、願わくば。

○福島委員 ああそう。じゃ、長いからな。

じゃ、水戸市市税条例について、まずは当初は課税内容が分からない複雑な形式となっているという、参考資料の1番の2行目に書いてあるんですが、地方税に関する国の通知においては、条例の制定に当たって、上位法としては、選択的判断を許容している事項のみならずという文言がありますが、それで、6行目には最小限度必要なものにあつては、法律等の重複をいとわずと書いてあるんですが、私は42年間議員をやってきて、地方税法が変わらないのに水戸市が独自でやるというのは初めてなんです。まず、基本的な問題が、なぜ水戸市が独自に課税するのかと。それは、先日説明があつて、課税標準額、それから第63条の分離課税、第61条の延滞金、それから改正前の第91条から第178条、そういう全面をやると、これは1日かかっても終わらないと思うんですが、御説明をしていただきたいと思うんです。逐条解説してちょうだい。第1条からよ。

○小泉委員長 安里市民税課長。

○安里市民税課長 ただいまの福島委員の御質問のうち、まず、地方税法が変わらないのに市税条例をなぜ変えるかということでございますが、委員御質問のとおり、確かにこれまで市税条例の改正は、地方税法にあわせて規定を整備してまいりました。ただし、今回の全部改正につきましては、税制改正等による改正ではなく、現行の市税条例と内容としては同じ内容となっております。

〔「同じだったら改正する必要ないだろう」と呼ぶ者あり〕

○安里市民税課長 はい。それで、内容は同じなんです。先日も御説明したとおり、現行の市税条例につきまして、条例と法律と規定のほうが重複しないような形で規定をしているため、市民にとって条例と法律

を見なければ課税の内容が分からない複雑な形式となっているため、現行の条例の規定に、さらに地方税法で定められている規定のほうを条例に盛り込むことで、より分かりやすい総合的な規定としたものでございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 私が言ったのは逐条解説だから、そのひな形の第1条から全部やってくれっていうんだ。第1条はどう変わっているのか。どこにあるの、第1条、第2条は。

○小泉委員長 安里市民税課長。

○安里市民税課長 議案書①の17ページから97ページにかけて市税条例の提案内容が載っております。

例えば、第2条においては、用語についての意義を追加したり……

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 ちゃんと第1条からどの文言がどう違うんだと説明してくれ。要するに、今、第2条が変わっていますよと言ったって、何で変わったかと聞いたら、理由はないんだから。今までは理由があったから何も言わなかったんだよ。それは、国の内容が変わったから水戸市もここが変わりますよという理由があったから。これは本条例が変わっていないんです。それを水戸市は変えるんでしょうよ。だから、第1条からどの部分が変わったのか、どうなったんだという逐条解説がなければ、我々が分からなきゃ、市民はより分からないでしょうよ。だから不思議でしょうがないんだよ。なぜ国が変わらないのに水戸市が独自に変えていくのか。条例、規則というのは、市民がこれに違反すれば逮捕までもあるだろうし、条例違反ということは拘束されるし、それによって税金を払わなきゃならない。だから、なぜ内容を変えたのかと、どの部分が変わったのかという説明なくして、そうだろう、ここに第1条から全部書いてあるということは、これは全部変わっているわけだろ。だから、これは何ページまであるの。17ページから97ページ、そうそう、これが全部市民に適用になるわけだろうに。だから、第1条から全部説明してもらわなければ。今日1日やったって終わらないと思うんだよ。それを説明してもらわなければ、本条例が変わっていないのに水戸市が独自に変えたと言うんだから。だから、私は不思議でならないんだよ。それで、議会に入って、これが今度はこちら変わりましたって。それ、どこが変わったんだか分からないのに、審議して、はいよ、はいよと言ったらあんまりでしょう。だから、ここに書いてあるというのは、全部今度は新しくこのとおりになるんだよ。このとおりというのは、前の条例から変わっているわけだ。

○小泉委員長 内容も変わっているわけじゃないですよ。その明記を補完し合っていた部分が一元的になったということですよ。

須田委員。

○須田委員 理解できないことではないですよ。条例を見ても数字が分からないから、そうすると、数字を一回一回上位法まで見に行かなきゃならないから、条例にその上位法の部分を付け足していいってルールになったというのはよく分かるの、よく分かるのね。それで、どこがどうなっているのかというのは、確かにどこがどうなっているというのは分からないよね。通常はその条例が変わるときには、現行と改正案と両方だつと出るんでね。恐らくこれ、今回はそういうふうに条例が変わったんじゃないで、いろんなものを上位法から引っ張り出して、元が変わっていないところも分かりづらいの。

○福島委員 でも、水戸市は変えたんだよ。変えたんだよ。

○須田委員 水戸市ではこの条例を見たらば数字が分からないから、地方税法の数字を条例に書き足したということでしょう。だから、条例の本質は変わらない。本質は全く変わっていない。だけれども、その付け足したところがどこかというのは、私には分かりづらいよね。となると、例えば、今、全部を逐条解説したらという話なんだけれども、ここは足されましたよとか、それから足された以外に文言の変更もあったはずだと思うんだ、たしか。文言の変更があったのに、そこの説明がないと、私たちは文言変更がなぜあったのかなと。これを入れることでどうしてよくなったのか、分かりやすくなったのかなと知りたいというのは当然あるでしょう。条例の本質は変わらないけれども、その変わったところがある。それはなぜなんだろうな。これで便利になりましたという説明が欲しいんだけど、これを全部説明したらどれぐらいかかるの、委員長。ちょっと聞いてもらっていいかな。全部今からそれを話し始めたら、どれぐらいの時間かかるのか。

〔「やってもらわなければ、分からねえとしか言えないよ」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 要するに、例えば、第1条と書いてあるよ。そうすると、この第1条は元はどうだったんだと。ここに新しく書いたということは、変わったから書いてあるんだよ。例えば、新旧対象表とかこれを変えましたよという表があればいいよ。何もなくて、これは今度は正しいですよ。私らが賛成したら、このとおり今度は施行できるんだよ。ただ、裁判をやられたときに、国の法律が変わっていないのに水戸市が変わったということになれば、これは大変な問題になる。

だから、どの部分がどう変わって、今度はそれに基づいて市税がどのような算出をすることになったのかと。だから、何でこれだけ出して、元の条例を出さないの。

○小泉委員長 暫時休憩します。

午前10時11分 休憩

午前10時20分 再開

○小泉委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの議案第4号 水戸市市税条例につきましては、資料のほうを用意させていただきたいと思いますので……

須田委員。

○須田委員 その前にちょっと。

今、暫時休憩中に話に出た、通知がいつ来たのか、それから通知が来てからどれぐらいたっているのかということに関しては、実は暫休中に話したものですから、それをきちっとしておきたいと思えます。

国からの通知、通達はいつ来たのかちょっと教えてください。それだけ聞いて。

○小泉委員長 安里市民税課長。

○安里市民税課長 ただいまの須田委員の御質問の通達、先日の資料の2ページに参考で載せております、地方税法の施行に関する取扱いについては、平成22年4月全部改正で来ております。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 そのときの通達のコピーなんかも資料として出せるんだったら、一緒に出していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○小泉委員長 須田委員から資料の請求をいただきましたけれども、それについてはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 では、ただいまの資料等を含めまして、資料作成のため、小川税務事務所長が退席いたします。

その間、先送りいたしまして、次の議案の審議に入らせていただきたいと思います。

それでは、次に、議案第5号 水戸市職員定数条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言をお願いします。

田中委員。

○田中委員 議案第5号ですけれども、全体で12人の定数減ということでしたけれども、まとめて聞きます。

1つは、参考資料の4ページで、新型コロナワクチン事業室で14人異動ということになっていますが、これは来年度に限った話なのか、恒常的なものになるのか、その見通しは何かお持ちであればお聞かせ願います。

それから、2番目は、5ページの学校管理課、それから幼児教育課関係ですけれども、私どもは、給食の民間委託や幼稚園の廃止はすべきでないという主張をしてみましたけれども、今回もそういう計画が出ておりますが、そのこととあわせて、事務補の会計年度任用職員の活用ということでも減というふうになっておりますが、この中身をもうちょっと詳しく御説明いただきたいと思います。特に、幼稚園は増えたり減ったりというのがあるので、その中身をお聞かせください。

それから、最後は、6ページで水道部の料金課が廃止されますけれども、経理課のほうで増えるということにもなっているようなんですが、その関係をお聞かせください。

○小泉委員長 熊田行政経営課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、新型コロナワクチン事業室の関係でございますが、今、国を挙げて国民全体へのワクチン接種が進められているということで、本市におきましても、その対応として本事業室のほうを設けたところでございます。

現時点では、この国民全体へのワクチン接種対応ということで、今年度を期待を込めてというところと考えてございますが、当然のことながら、ワクチンに関する部分については、まだ不明な部分が多いということもありまして、そういった状況を見ながら、令和4年度以降の体制については考えてまいりたいと思っております。

それから、事務補につきましては、総務省のほうで平成19年7月に技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施についてという通知がございまして、それを踏まえて、本市におきましては、平成19年度に水戸市技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針を策定したところでございます。その中で、民間活力の活用や臨時職員、嘱託員の活用による退職者不補充等を行うことで、事務事業の見直し、職員定数の削

減に取り組むこととしてございまして、その流れの一環として、技能労務職員については、採用の抑制をしているというところでございます。

それから、3点目といたしまして、料金課でございますが、このたび料金課を廃止することとなったところでございますが、こちらは、水道部の料金関係の業務委託につきまして8年間経過した中で、一定の流れが、いわゆる委託の管理等ができてきているということもありまして、課としての存在意義は必要ないのではないかとということで、改めて経理課のほうに料金係を設置するというところでございます。

料金係の設置に当たりましては、旧料金課の課長補佐以下7名をそのまま経理課のほうの課長補佐及び料金係のほうの人員として配置することによって、課長のみ減員すると、そういった経緯でございます。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 学校の事務補、いわゆる昔、用務員さんと言われていた方々だと思うんですけども、正職員であった場合と会計年度任用職員であった場合に、勤務の状況だとか、当然給与も下がるのではないかなと思うんですけども、学校側からすれば、長い時間いただいていたほうがいろいろ助かるんじゃないかなと思うんですけども、そういう問題はないのかという点と、ちょっと先ほど答弁がなかったんですけども、幼稚園についても、市立幼稚園、確かに園児が減ってはいるけれども、4・5歳児だけではなく、3歳児もとかいう、つまり拡充して存続するというふうにあるべきではなかったのかなとか、それから、開放学級のほうは、先ほど聞きませんでした、こちら民間委託ということで、学校の現場に関わる部分がかなり民間委託、人件費抑制と会計年度任用職員の活用というふうになっていることについては、やはり見直すべきじゃないかなと思うんですが、あわせてもう一度お答えいただければと思います。

○小泉委員長 熊田課長。

○熊田行政経営課長 まず1点目の学校の事務補の部分ですが、こちらにつきましては、職員の退職にあわせて、会計年度任用職員を配置することとしておりまして、その際、会計年度任用職員につきましては、職員の5分の3の勤務時間の会計年度任用職員を2名、1名の退職に当たりまして2名、5分の3の2名を配置することによって、トータルとしては5分の6の勤務時間ということで対応してございます。そういった意味では、人件費の抑制を兼ねて、また、学校への業務時間についても、従来の職員よりも時間を多くするという点でも、両立の中で学校の運営について支障がないようにという配慮をしているところでございます。

また、幼稚園につきましては、今回、飯富幼稚園、それから稲荷第二幼稚園の廃止によりまして、こちらはそれぞれ2名ずつ配置されたものをそれぞれ減員してございますが、こちらは、幼児教育課のほうの市立幼稚園の再編方針の中で見直しているところでございまして、全体的には、園児の集約化による市民サービスの向上というものを図っているところでございます。

それから、開放学級につきましては、このたび放課後児童課におきまして、開放学級係の廃止ということで3名減員をして、そのうち1名は管理係のほうに移管をするということで、トータルとしては2名減という対応をしてございますが、こちら、今年度から開放学級につきましては、市全域での委託が展開されることになりましたことから、状況をきちんと管理し、見極めるための方策として、放課後児童課として見直しを図ったというところでございます。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

高倉委員。

○高倉委員 議案第5号ですけれども、今回、12名の定数が削減されて、新年度は2,065名の体制になるということですけれども、いただいた資料の7ページ、定数増減の推移を見ますと、具体的に民間活力の活用で9名削減、事務の効率化で3名が削減されるというふうになっていますけれども、私もいわゆる行政需要の変動とは別に、なるべくサービスの向上に資するのであれば、民間活力の活用もしっかり取り入れていくべきだろうというふうに思っていますし、また、なるべく事務を効率化していくと、これからはそれが非常に大事だと思いますけれども、今回、この9名、3名、その効果を期待してということですが、具体的にサービスの向上であるとか事務の効率化というのはどういうふうにこれで図られていくのか、ちょっとそこを教えてください。

○小泉委員長 熊田課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、学校給食の調理業務につきましては、民間委託というところで進めてございますが、こちらについては、従来から民間委託のほうを進めている中で、さらなる対象小学校の拡大というところで進めてございます。現在、学校給食の運営については、直営の時代から比較しても問題なく移行できているということがございますので、そういった意味では、もちろんおいしい給食を提供するというのも当然配慮しながら民間委託という部分でやっているところでございますので、市民サービスも十分加味しながらやっているということで考えてございます。

また、開放学級につきましても、民間委託というところで進めてございますが、こちらにつきましても、いわゆる直営のときにはスタッフの確保という大変難しい問題が課題としてございました。こちらにつきましても、今回市全域ということでしたが、段階的に進めていく中で、スタッフの確保が安定的に行われるというようなメリットがございまして、そういった部分では、逆に、開放学級の運営自体も、市民サービスを鑑みたときに、安定的な運営が確保できるというところはメリットがあるのかなと考えてございます。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 分かりました。そういった部分でサービスの向上が図られるということですね。

行革の視点で、行革プランのほうでも単に派遣するというだけではなくて、やはり市民の目から見てサービスの向上が図られる必要があるということで、市でも進めてきたわけでありまして、そういった視点も取り入れながら、単純に削減するというのではなくて、やっぱり市民がそれを享受できるような民間委託であってほしいなというふうに思います。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

〔「ないです」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、議案第5号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第6号 水戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言をお願いします。

滑川委員。

○滑川委員 御質問させていただきます。

人事評価の目安というのはどのぐらいの割合かなと思ったんですけれども、これは、議案書②の予算に関する説明書の226ページを見ればよろしいんですかね。拝見させていただいたんですけれども、そこで、この評価基準というのがどういったものなのかなと純粹に思ったんですが、こちらについて説明をお願いします。

○小泉委員長 天野参事兼人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

まず、今回、御提案申し上げております勤勉手当の反映の内容につきましては、令和3年度の人事評価の結果を令和4年度から反映実施するという事なので、今回の予算書関係とは直接つながるものではございません。

評価の基準ということでございますが、人事課提出参考資料の2ページのところに、下の部分ですけれども、人事評価が5段階ございまして、こちらにつきましては、人事評価自体は業績評価と能力評価などの各項目を評価して点数化をいたします。合計点数が95点以上になりますとS評価、85点から94点がA評価、60点から84点がB評価、40点から59点がC評価、39点以下がD評価という形で人事評価を実施しておりますのでございます。

○小泉委員長 滑川委員。

○滑川委員 御回答いただきましてありがとうございます。

何を申し上げたいかと言いますと、本来は平等でなければならぬんですけれども、どうしても女性というのは、家事、育児、介護、そういったことが増えてしまって、こういった人事評価に影響されて、例えばAとかSとか極めて良好とか、そういった箇所に該当するのが男性であふれてしまえば、それこそ所得が減ってしまったりとか、そういった懸念も予測されますので、ぜひそういったところも考慮しながら評価していただければなと思って質問いたしました。

以上です。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

須田委員。

○須田委員 もう一度説明願いたいんですけれども、これは今までは成績区分がどこにあるかが給料は一緒だったんですけども、今後は令和3年度で評価をやって、令和4年度からは給料が変わっていくよという制度ですよ。

○小泉委員長 天野課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

今、お話しいただいたとおりの内容でございます。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 この人事評価の制度を取り入れるよというのも、私もそのとき議員でいたんですけれども、その場に、例えば、再度、新しい人もいるでしょうし、人事評価制度ってどういう形で、誰がどういうふうに見るとか、一度御説明いただいて、私たちはオーケーを出しているわけなんですけれども、もう一度再度、実際、

今度金額が変わってくるわけですから、そこについて、ざっくりでいいですから、どういう形か説明をお願いします。

○小泉委員長 天野課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

人事評価制度につきましては、まず、評価期間につきましては、毎年度4月1日から3月31日までとしておりまして、評価の内容といたしましては、先ほど申し上げました業績評価、能力評価、執務態度評価などの各項目につきまして評価を行いまして、総合的にトータルいたしまして、SからDの5段階という形になってございます。

評価者等につきましては、係長以下の職員につきましては課長補佐が評価しまして、課長がその評価の調整者となり、課内の評価の調整を行います。課長補佐等につきましては課長が評価者となりまして、部長が調整者となり、部内の評価の調整を行ってまいります。課長や副部長等につきましては部長が評価者となり、副市長が調整者となります。それで、部長につきましては、副市長が評価者となる形になります。

評価の流れといたしましては、年度当初に各職員が評価者と相談しながら、その年度の個人の業績評価の目標とか能力評価の目標等について設定をいたします。年度の途中にその進捗状況等について評価者のほうに中間報告を行いまして、評価者のほうから必要な指導、助言を受ける形になります。期末、これは新しく令和3年度からは1月1日時点で3月までの見込みを含めて評価する形になりますが、今度は期末の段階で結果報告となる自己評価を行いまして、それを踏まえて評価者が評価を行い、調整者が最終的な調整を行うという流れになってございます。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 今、自己評価ということですがけれども、私がちょっと懸念しているのは、自分の中で一生懸命やりましたよと。だけれども、性善説で言えば、そういうことはあり得ない。性善説で、当然公務員は性善説でやっていますので、法律を遵守し、それから平等にやっているという前提ではありますけれども、やはりそこは人間の感情ですから、例えば、本人からすればやる気があったんだよと。だけれども評価はよくなかったんだよと。自己評価というのは入るんですけれども、具体的には、そこに対して申立てができるとか、そういう本人はやる気がなくなりますよね。一生懸命やっているつもりなんだけれども、空回りしていると上からは見られているとか。そういうところに対する本人の意思が下がらないように、そこら辺の調整というのはできるのかというのが1点目。

そして、2点目なんですけれども、やっぱり性善説に立っていればできるんですが、例えば、さっき滑川委員が言ったように、妊娠、子どもを産んで休業していましたよとか、いろいろな状況で休養していると、やっぱり感情的に、何だ、休むなよという感情が出る人もいるでしょうし、実は、この間、大分大きな問題でニュースに取り上げられていたんですけれども、上司が部下の中の特定の人に関して、すごく一生懸命やっているんだから評価してあげたいなんて言って、無理やり勤務時間を増やすなんていう学校の先生もいらっちゃったんですよ。勤務時間を増やすのは当然ないんでしょうけれども、そうじゃなくて、自分の中の感情で、やはり評価が大きく変わってきてしまう。そうすると、やはりその中で不安になるのは、その上司に嫌われている、人としては反りが合う、合わないというところがある。人事評価につながっていけば、

これは平等性を欠くと思うんですが、その平等性を担保する方法というのはどちらかにあるのか。

その2つをちょっと確認させてください。

○小泉委員長 天野課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

まず、評価の内容、結果等に対して不服等があった場合、相談を受ける機会があるのかということの御質問につきましては、人事評価制度に対する納得性とか信頼性を高めるためには、評価を受ける側が評価の結果、その他人事評価に関する疑問とか不服等がある場合には、各任命権者、人事を担当する担当課長に対しまして苦情相談をすることができる制度にしてございます。さらに、苦情相談に対して講じられた措置について不服があるときには、副市長などがメンバーとなります人事評価審査委員会という委員会がございまして、そこに苦情を申し出る仕組みとなっております。

また、人事評価に対する公平性をいかに担保するのかというところでございますが、評価の体制といたしましては、先ほど申し上げましたように、評価者と調整者という2段階の別の目で評価をするという形で、評価機関の調整を行うことで、評価者ごとの誤差やぶれを修正できる仕組み、ダブルチェックの体制にしてございます。

また、評価者や調整者に対しまして、より客観的な評価の仕方を学ぶ、あるいは評価の誤差を少なくするための研修を定期的に毎年受講させまして、評価基準あわせ、評価の目線あわせを行うことで、評価の公平性や客観性を担保していきたいというふうに考えております。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 とても私はいい制度だと思っているんです。人事評価はやるべきだと。というのも、やっぱりこの会社でもそうですけれども、公務員さんはそうかどうか分かりませんが、会社の中なんかを見ていると、やはりこの上位の何割かがすごく一生懸命仕事して引っ張っていく。しかしながら、今、残業代もそこまでつけられない状況で一生懸命やるけれども、残業目いっぱい終わっちゃう。それによって評価されないという部分があるので、一生懸命やる方が評価されるのが当然いい制度なんですけれども、その公平性の担保に関しては、当然それぞれの評価者の皆さん、特に総務環境委員会は一番多いわけでしょうから、職員の皆さんに対して皆さんがきちんとやれるように、その指導や、先ほど言ったような勉強会でしたっけ、講習でしたっけ、そういうものを通してきちんとやっていていただきたい。そして、何かあの人と仲いいからとかじゃなくて、本当にきちんと仕事が評価されているんだと誰もが認めて、一生懸命やっている方にきちんと報いがいくような形をぜひ構築してください。よろしくお願いします。

○小泉委員長 ほかに。

田中委員。

○田中委員 質問の趣旨は似たようなものなんですが、私は、この評価制度の内容がかなり問題があるんじゃないかと思っております。

1つは、今おっしゃっていた客観性とか公平性の担保という問題ですけれども、例えば、俗っぽく言えば、上司の顔をうかがったりとか、あるいはごまをするとか、やっぱりよかれと思って上司に意見を言う人は評価が下がったりとかということが起きかねないのではないかという懸念を持ちます。

それとあわせて、今おっしゃった説明の資料の2ページで点数の説明がありました。やった結果、例えばAとかSの方が多かった場合は、今、0.95月ですよ、勤勉手当。6月と12月のボーナス時に一緒に払われると。これが、予算があると思うんですよ。予算の枠いっぱいSとかAがいたら、総額補正するんですか。つまり、いっぱいいい評価があると予算的に困っちゃうみたいなことにならないのかと思うんですけれども、何かその結果もおかしなことにならないかというふうに思うんですが、その点、御説明いただけますか。

○小泉委員長 天野課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

評価者に対して取り入ってしまう方がいるとか、そういう人が出てきてしまうんじゃないかという御心配の件ですけれども、人事評価制度につきましては、当然公正に行わなければならない制度でございます。また、頑張っている職員をしっかりと評価し、モチベーションを高めていくための制度でございますので、そのようなことがないように、人事評価制度の趣旨や意義、目的を評価者や調整者がしっかりと認識した上で評価ができるように、毎年度繰り返し研修を実施して、意識づけを図ってまいりたいというふうに考えております。

また、上位評価者が多くなった場合どうするのかという御質問でございますが、先ほど資料2ページの下の図で御説明申し上げましたが、左側の人事評価制度につきましては、点数化によりSからDの5段階評価を実施いたしますが、この結果を勤勉手当の区分に反映するに当たりましては、人事評価の点数順に並べまして、上位5%以内を極めて良好の成績区分、その下の25%以内を特に良好の成績区分にするといった形で、標準の支給率、先ほどお話がありました0.95月分が加算される職員に一定の限度を設けまして、予算現額を超えないような形で対応してまいりたいというふうに考えております。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 いわば通信簿みたいに毎年5段階評価されちゃうんですけれども、このSになった人が翌年AになったりBになったりしたら、モチベーションは下がるんじゃないかと思うんですけども、それにしても、一定の割合で最初から予算枠が決められているとすると、Sの人がいっぱい、結果、Aの評価だったけれども勤勉手当は0.95月分のままという方も現れるという理解をしたんですけれども、そういうことですか。

○小泉委員長 天野課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

勤勉手当の成績区分に反映させるに当たりましては、点数順に上から5%が極めて良好という形になりますけれども、Sを取っても5%に入らない場合には、この表で言いますと、特に良好という形の区分に入ってしまう方もいらっしゃいます。逆に、Aを取っていても、25%に入らなくて良好になってしまう方も中にはいらっしゃる可能性があります。

ただ、それにつきましては、勤勉手当の予算現額の範囲内で運用していくことが求められておりますので、一定の割合で枠を設けることは致し方ない部分であるというふうに考えております。

また、この点につきましては、職員組合とも協議をさせていただきまして、御理解をいただいているとこ

ろでございます。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 課長さんたち、大変になると思うんですよ。毎年評価をして、給与を払うほうも一律じゃないので、この人は加算、この人は減算と。この事務は大変じゃないかなと思うのと、それから、課長さんにしてみれば、課内のチームワークをよくして一致団結してやっていこうとどの課長さんも思っていると思うんですけども、その点数をつけなきゃいけないという立場に置かれちゃうわけですよ。それ自体が、チームワークがよくなる可能性も、私は、ないかというふうに思うんですけども。今おっしゃったのは、点数のほうははっきりしていましたよね、94点から85点とか、95点以上とか。それももらったのに加算されないという結果もまたおかしくないですかね。その点、ちょっとまだ納得できないんだけど、説明をもう一度お願いします。

○小泉委員長 天野課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの人事評価を実施することで職場の関係が悪くなってしまうのではないかと御質問につきましては、人事評価制度に関しましては、先ほども申し上げましたが、職員の能力や実績に基づいて頑張った職員をしっかりと評価して、モチベーションを高めていく制度でございます。

[発言する者あり]

○天野総務部参事兼人事課長 評価の実施に当たりましては、定期的に評価者と被評価者の面談を行いました、当年度の目標に向けてコミュニケーションをしっかりと取りながら業務を進めていくなど、職場の活性化となる効果もあることから、人事評価を行うことで職場内の人間関係が悪くなるということはないというふうに考えております。

ただ、そのようなことがないように、人事評価研修などを毎年繰り返し実施いたしまして、人事評価制度の趣旨や意義、目的を職員にしっかりと伝えて、意識化を図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、人事評価でS評価をいただいた方が勤勉手当の出る段階で極めて良好とかが取れない場合にはモチベーションが下がってしまうのではないかとということではございますが、これまでは一律の支給でございましたので、その部分はきちんとその制度の内容について御説明を申し上げました上で、必ず極めて良好になるとは限らないという部分については、きちんと説明をしてまいりたいというふうに考えております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 基本的に、人間が人間を評価しろという通達が来ているの。これは、人間というのは、みんな好き嫌いがあるんだから。ごますりや金持ってくる人だけ評価を高くしてさ。だって、人間が人間を評価するということは、絶対間違いはないという裏づけは何なのか。

○小泉委員長 天野課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの福島委員の御質問にお答え申し上げます。

平成26年に地方公務員法が改正となりまして、地方公共団体は平成28年の4月から人事評価制度の導入が義務づけられておりまして、能力及び実績に基づく人事管理を徹底するという観点から、人事評価の結果を給与や任用などの人事管理へ活用することが求められているところでございます。

本市におきましては、平成28年度から人事評価を実施して、評価結果の給与や任用などの人事管理への

反映について検討してまいったところでございますが、今回、勤勉手当への反映のことにつきまして、職員組合とも協議が整ったところで、今回の条例改正の提案をさせていただいたところでございます。

やはり人事評価制度につきましては、人が人を評価するというので、種々、先ほどの御質問にありますように、評価のぶれが生じてしまうのではないかとかそういう御心配は当然ながらあるところでございますが、各自自治体においてもそれは苦慮しているところでございますが、やはり何度も何度も研修などを開催しまして、評価者、調整者、あるいは評価を受ける側のほうにもこの制度の趣旨について理解をいただきながら、制度を運用してまいりたいというふうに考えております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 評価表というのはあるのか、評価審査表というのは。それを公にしているのか。ここには出てこないけれども。また新たな審査表があるわけでしょう。給与に反映するということは。人間が人間を評価するというのは、私は非常に難しいと思う。

ただ、やらなきゃいけないというならば、どうしても人間だもの、好きな人と嫌いな人と、やっぱり好きな人には情状酌量の余地があるだろうよ。そういう評価審査基準表というのがあるならば、こっちへ出してもらいたい。おれ、見たことがないんだ。

〔発言する者あり〕

○小泉委員長 ただいま執行部から資料提出のほうの話がありますので、そちらを提出する形でもよろしいでしょうか。

○福島委員 ああ、いい。

○小泉委員長 それでは、すぐ出せますか。

今、資料の準備のほうをさせていただきます。

須田委員。

○須田委員 私も勘違いしていたら申し訳ないんですけども、この表を見ていてもそう思っていたんですけども、平成26年度に、人事評価をやれよと国から通達が来ましたよね。この総務環境委員会で、平成28年度からやるよという話をたしか報告いただいた。いただいたね。そのときから、今、人事評価はもうやっているんですよ。やっているんだよね。平成28年度に人事評価を入れたわけで、平成28年度からやっていて、今回はそれに、今度はお金に返るよねと。それで、平成28年度の人事評価の評価表的なものと現在のものは大きく違うんでしょうか。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

基本的には変わらないです。ただ、若干の修正等がありますけれども、大きな変更はございません。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 今の点はちょっと置いておいて、ちょっと私のほうで。

先ほど、今回の評価制度に当たって、全体の割合で決めていくんだということで話がありましたよね。

ただ、評価段階が良好、標準とあるんですけども、やはり公務員に通常、標準的に求められるものってあると思うんですよ。だから、今回、単に全体の母体の中でこれが標準なんだとなっちゃうのか、それとも、きちんとそういう水戸市としてこれを公務員の標準なんだと定めているものはあるのか、そこが大事だ

と思うんですよ。でないと、例えば、みんな頑張ればいいけれども、全員がそんなに頑張れなかったら、それでもSの人が出てきてしまうということになりかねないですよ。だから、運用についてちょっとどうなるのかなと思うのと、これは査定するのは大事なんですけれども、職員全体を底上げするというのが大事じゃないですか、人事課ではね。一人一人も大事だけれども、職員全体のレベルを上げていくというのが大事だと思うんですよ。その辺の考えはどうなんですか。

○小泉委員長 天野課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

当然、人事評価を実施するに当たりまして、所定のシートがございまして、そこには、例えば能力評価とか執務態度評価などにつきましては、こういったことができていますか、できていませんかという水戸市で求めている職員の標準の能力、これができているかできていないかという、求めているものを評価項目にしておりまして、それができているかできていないかということで点数化していくような形になってございしますので、そこが公務員としてできているかできていないかという、水戸市の職員としてという意味ですけども、その判断基準を取っているところでございます。

本市におきまして、人材育成基本方針という方針を定めておりまして、そこで必要な人材とか必要な能力というのが出ておりまして、そちらと人事評価の項目が合致しているという状況でございまして、もちろんSからDの部分ですけども、これについては、やっぱり、できているできていないという部分はどうしても出てきてしまいますので、もしCだった方は次にBになるように、きちんと所属長が指導して底上げを図っていく。また、人事課の研修も踏まえて、その辺は底上げを図っていくという考えで人材育成に努めてまいりたいというふうに考えております。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 そうですよ。やはり全部、全体を上げていくという考えは大事じゃないですか。もちろん評価するのも大事だし、それで頑張るようにしむけるのも大事だけれども、じゃ、頑張れなかった人に対してどうやって底上げを図っていくのかという、それが一番大事なんですよ。市民の奉仕者として求められているものに全体を近づけていく、やはりそこら辺は大事だと思いますので、運用に当たってはそういった部分もしっかり考慮しながらやっていただきたいなと私は思います。

○小泉委員長 よろしいですか。

資料の準備をしておりますので、さきの議案第4号とあわせまして、後段のほうに回させていただきたいと思っております。

議事のほうを進めさせていただきます。

次に、議案第7号 水戸市手数料条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言をお願いします。

田中委員。

○田中委員 1点のみ聞きます。財政課資料の主な改正内容の1点目のマイナンバーの通知カード廃止に伴う規定の整備と住民基本台帳法に基づく手数料の整備という部分ですけども、マイナンバーの関係のいろんな総務省の資料を見ますと、普及促進に向けた様々なものやデジタル手続法案関係のものが列挙されておりまして、その中で、通知カード廃止というのは、つまり取得促進、カード本体の取得促進が目的なんだと

か、あるいは、通常の住民票、戸籍の除票の保存期間延長もそういう意味合いだということなんですけれども、その点は、そういうことで理解してよろしいのか、確認として聞きたいと思います。

条例改正の新旧対照表でいろいろ出ているので、除票の手続、交付手数料なども新たに規定されるようです。この点の御説明をお願いします。

○小泉委員長 梅澤参事兼財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回の条例改正につきましては、マイナンバーの通知カードというものが、当初は全員に届きましたが、今はマイナンバーの通知書ということで、カードの形式を取っておりません。このため、通知カードというものの再発行の事務を行っておりませんので、当該手数料についての規定を削除しております。

また、住民基本台帳法関係の写しの交付手数料等も新たに3件規定しております。こちらはそういった規定が住民基本台帳法でありましたので、それを入れていくものであって、実務的に、政策的な改正とは認識しておりません。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、議案第7号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第32号 令和3年度水戸市一般会計予算（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分及び建設企業委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款、第10款中文教福祉委員会所管分及び第11款並びに第2表継続費並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分、産業消防委員会所管分及び建設企業委員会所管分を除く）について、質疑に入らせていただきます。

初めに、第1表中歳出中第1款議会費及び第2款総務費について、質疑のある方は発言をお願いします。

須田委員。

○須田委員 ページ数が96ページですね。2款総務費、1項総務管理費、21目環境対策費なんですけれども、環境対策費にこんなに減額があるのかなという単純な疑問ですので、どういうものに対して減額が行われたかをお聞かせください。

○小泉委員長 林環境保全課長。

○林環境保全課長 ただいまの御質問にお答えします。

減額の内容といたしましては、中核市移行に伴う大気汚染防止法と関連事務予算のうち、大気常時監視測定局、これの譲渡等の固有財産購入費、また、それに伴う委託料の減額によるものでございます。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 ページ数で104ページ、2款総務費、4項選挙費、3目諸選挙費なんです。ちょっとした疑問なんですけれども、衆議院議員総選挙と今回県知事選挙があるということなんですけれども、衆議院議員総選挙は水戸市の中でも内原地区は入らないんですよ、たしか。そうすると、内原地区の看板設置って、私、向こうでやるのかなと思っているんですが、内原地区のほうは衆議院議員総選挙は入らないんですが、県知事選挙は内原地区まで入るじゃないですか。全体の費用を見ると、衆議院議員総選挙のほうは約1,000万円お金が多く計上されているんですけれども、この県知事選挙よりも衆議院議員総選挙のほうは約1,000万円多くなっている理由をちょっと教えていただきたいんですよ。

○小泉委員長 外岡選挙管理委員会事務局長。

○外岡選挙管理委員会事務局長 須田委員の御質問にお答えいたします。

まず、令和3年度の諸選挙費の予算でございますけれども、衆議院議員総選挙に関しましては、水戸市内の小選挙区に関しましては、内原地区に関して選挙区が第2区となっており、内原地区以外につきましては第1区となっておりますので、内原地区も含みまして選挙を行うような形になっております。

茨城県知事選挙につきましては、全部の地域、内原地区も含めて行うという形で、全て水戸市内の地域が含まれた予算の計上となっております。

それで、先ほど1,100万円多いという内容でございますけれども、こちらにつきましては、主なものとして、衆議院議員につきましては、小選挙区と比例代表区、そして、さらに衆議院と同じ期日に最高裁判所裁判官の国民審査というものが行われることとなっております。3つの投票のほうを行うようなことから、選挙の費用のほうも約1,100万円増えているというような形でございます。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

田中委員。

○田中委員 幾つかあるんですけども、まず、81ページ、交通政策経費ですけども、タクシーを活用した公共交通空白地区における移動手段の確保ということで、議員に当初予算の概要としていろいろ主要事業が資料として出ているんですけども、その中で、継続地区5地区で、令和2年度から開始した山根、鯉淵はどのような状況で、今度新規として上大野、下大野、柳河というふうに出ていますけれども、具体的にどのような運行、例えば結節点をどこにするかとか、台数をどうするかとか、予算的にも見ておられるんだと思うんですが、どのような状況かお答えいただければと思います。

○小泉委員長 須藤交通政策課長。

○須藤交通政策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

本年度運行を開始いたしました山根地区における山根号、鯉淵地区における鯉淵号の運行状況でございますけれども、令和3年1月4日から調査運行として運行をスタートいたしました。この運行は、まず地区住民のニーズを調査するための運行という捉え方をしております。1月、2月の2か月間の運行実績といたしましては、鯉淵地区が28回の運行、山根地区が5回の運行でございました。

引き続き事業の周知に努めまして、この予算が認められましたら、本年4月からの試験運行という形で、利用実績に応じてルートを変更した上で運行を再開させていただきたいと考えております。

また、令和3年度に予定しております上大野地区、下大野地区、柳河地区、新規に3地区導入を予定してございまして、その運行の台数であるとか目的地、その内容につきましては、それぞれの地区会の方々と協議をしながら、ルールづくりに努めてまいります。

現在の予定といたしましては、令和3年度下半期からの運行開始を目指して準備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 高齢者は、コロナもあって病院や外出控えというのもあったので、今はちょっと特別な状況に

あるかと思うんですけども、いずれにしても、逆に、それによって路線バスがさらに減便するおそれもあるんじゃないかなと私は思っています、そういう点では、この事業は必要性が高まるのかなというふうに思っていますので、状況を見ながら目標達成に向けた地元との協議をぜひ進めていただきたいというふうに思います。

その下段ですね、同じ81ページに個人番号制度経費ですが、私どもは反対してきたんですけども、マイナンバーの推進の関係だと思うんですね。今、マイナポイント5,000円というのが、今盛んにやられているんですが、なかなか目標どおり進まないとか、あるいは、3月から病院で使う保険証にも使えるとかということ言っていますけれども、いろんなのを見ますと、病院に顔認証する機械がないと、それも意味がないとか、その導入もなかなか進まないというようなことを聞いているんですが、水戸市では、この検証も含めた状況というのはどういうふうになっているのか、医療機関との関係についてもお聞かせいただけますか。

○小泉委員長 北條情報政策課長。

○北條情報政策課長 お答えをいたします。

保険証のマイナンバーカードへの利用でございますが、国のほうがこちらを進めておりまして、3月からプレスタートということで、今、始まっております。

先ほど委員御指摘にございましたけれども、病院にマイナンバーカードと顔認証をする機械がないとなかなか進まないという状況でございます、こちらは国の厚生労働省のほうで、今、病院への配置を進めているところと聞いているところであります。

マイナンバーのこの活用につきましては、順次ということでございまして、国のほうの目標としますと、2023年3月にほとんどの医療機関で使えるようにすると、そういった予定になっているということで聞いておるところでございます。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 そういうふうに持ち歩けるようにすればするほど、私は、危険が高まるんじゃないかと。つまり情報漏えいとか、そういう懸念をしておりますので、その推進はすべきじゃないという意見だけ申し上げておきたいと思います。

それで、あと二、三あるんですが、もう一つは、85ページの市民活動費であります。これも主要事業の中で紹介されていましたが、町内会・自治会加入世帯に対して市内店舗の優待カード制度を導入することで410万円の予算が、これは住み協に入るものだと思いますが、これはどういう枠組みとか仕組みなのか、どういう効果があるというふうに考えておられるのか、御説明いただきたいと思います。

○小泉委員長 小川市民生活課長。

○小川市民生活課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

優待カード利用につきましては、町内会・自治会の加入を補助するために行う事業でございまして、住みよいまちづくり推進協議会に補助金を支出するものでございます。実施主体は住みよいまちづくり推進協議会でございます、町内会・自治会加入世帯が協賛店舗等においてカードを提示することによって、それぞれサービスを受けられる事業としてまいる予定でございます。加入者に対してメリットを感じてもらふ施策

と考えてございます。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 サービスを受けられるというのは、例えば、いいか悪いか、その店にもよるんでしょうけれども、それは店側が選ぶということなんでしょうか。その店舗を確保する作業もなかなか大変かなというふうに思いますけれども、具体的にどのようなイメージを持てばいいのか、ちょっと御説明いただきたいと思います。

○小泉委員長 小川課長。

○小川市民生活課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今後、商工会議所や観光インフォメーション等を通じまして協賛店舗を募集してまいる所存でございます。それぞれの店舗に特徴がございますので、各店舗が提案いただくサービスをもって提供いただければというふうに考えております。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 なかなか特効薬がなくて、町内会の加入率も下がっている状況なんだと思うんですけども、1つの策としてはいいかなとは私も思いますので、手探りだとは思いますが、ぜひ頑張ってくださいと思います。

89ページの防災関係ですが、昨日の今日で聞くのも酷かもしれないんですが、水戸地裁で東海第二原発の運転差止めの判決が出ました。主たる理由は、水戸市も含めて避難計画ができていないという状況で、避難経路の確保がされていないということで、私どもは、なかなかこれをつくるのも大変だろうと、実行性というのも難しいだろうというお話をしてきましたが、判決を受けての市の受け止めや、いずれにしても、広域避難計画を来年度もつくり続けなきゃいけない状況だろうというふうに思いますので、どのように取り組むお考えかお聞きしたいのと、それから、説明の中で、携帯用無線機の更新という説明がありました、220台。これまで3.11以降、連絡体制の強化ということで、携帯用無線機を各出張所とか市民センターで配備されてきたと思うんですが、何か機能的によくなるのか、どういうふうなものをそろえようとしているのか、ぜひお聞きしたいと思います。

○小泉委員長 東海第二原発の裁判結果に関してというのは、予算と絡む話じゃないので、携帯用無線機のほうだけの質疑でよろしいですか。

[発言する者あり]

○小泉委員長 であれば、携帯用無線機の件に関して答弁をお願いいたします。

小林課長。

○小林防災・危機管理課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

このたび予算化してございます無線機でございますが、災害のときに電話などがつながらない場合に、そういった場合にも避難所や災害の現場と確実につながるような無線機でございます。この無線機につきましては、東日本大震災の教訓を踏まえて、平成23年12月から5年間のリースということで導入をしてまいりました。そのリースにつきましては、2回更新をさせていただきまして、来年度の12月に新たな更新時期を迎えるところでございます。その更新時期にあわせて、新たな機器という部分では、画像も送信が可能

な無線機というものが始めてきておりますので、そういった災害現場から、言葉だけではなくて、画像も送れるような機器を今度はリースで導入していきたいと考えてございます。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 そうですね。現場の様子が分かるものがあるのはいいことだろうと思いますので、運用方法も含めてよく訓練していただきたいと思います。

あと2つで、95ページに新市民会館整備事業費ということで約55億円の買戻し費用、保留床取得が載っております。あわせて委託料が載っているんですが、これは何をまた委託するのかと、中身を聞きたいと思います。

この事業そのものについては、皆さん御承知のとおり反対してきましたが、非常に巨額の支出でありまして、前年度は買戻し費用を45億円に減らしたわけですけれども、今はコロナでまさに税収減が直撃する新年度で全然減らさないというのはいかななものかということも思いますが、その点についても含めてお答えをいただきたいと思います。

○小泉委員長 篠原新市民会館整備課長。

○篠原新市民会館整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

委託料のうち、御質問にありました件につきましては、備品整備の検討に関する業務を委託するものでございまして、新市民会館に整備いたしますテーブルや椅子、書棚などの一般備品に加えまして、舞台幕や舞台大道具、舞台照明、舞台音響機器などの舞台備品について整理をいたしまして、備品一覧を作成するとともに、備品配置図の作成や概算費用などの算定などの業務等を行うものでございます。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 買戻し費用のほうについては、つまり、前年は45億円に減らしたけれども、税収減の中で全然減らさないということはいかななものかと私は思うんですが、その点についての見解もお願いします。

○小泉委員長 篠原課長。

○篠原新市民会館整備課長 大変申し訳ございません。ただいまの御質問にお答えいたします。

確かに令和2年度は10億円ほど先送りさせていただきましたが、事業も着実に進行しております。再開発事業の経費も必要になってまいりますので、市としても、きちんとお認めいただいた経費をお支払いしていきたいと考えております。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 1項総務管理費は最後にしますが、93ページの芸術館関係なんですけれども、これについては、長寿命化改修事業で7,300万円ですね。結構大きな額の修繕ですか。この中身を具体的に御説明いただきたいと思います。開館30周年ということですので、あちこち不具合が出ているのかなというふうに思いますが、その維持管理の関係費用の中身をお示してください。

それから、引き続き芸術振興財団が指定管理を行うわけですけれども、コロナ禍の下でなかなか困難な状況が現在も続いているだろうと、出演者も海外から来られないとかいろんなことがあると思うんですが、事業計画として、令和3年度はどういう方向性で今進めようとしているのかも、あわせてお聞かせください。

○小泉委員長 三宅文化交流課長。

○三宅文化交流課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、水戸芸術館の長寿命化型改修工事といたしましては、まず、展示室、エントランスホール等の屋上の防水改修工事を行ってまいります。そのほかに、展示室の空調機ダクト、コンサートホール舞台機構、そしてタワーの半円窓の改修工事を行う予定でございます。

また、来年度における水戸芸術館の事業につきましては、コロナの対応を行いながら、できる限りの事業のほうを計画しておりまして、そちらについても順次行ってまいりたいと考えております。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 私のほうから、市民活動費の1点だけ、今ほど田中委員のほうからもありました町内会・自治会の加入促進事業について知っておきたいんですけども、今現在の町内会・自治会の加入率は水戸市全体でどのぐらいなのでしょう。

○小泉委員長 小川市民生活課長。

○小川市民生活課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

令和元年度で56.7%となっております。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 年々自治会加入率が下がっているということで、何らかの加入を促していかなきゃいけないということで、今回こういうインセンティブを与える、これは非常にいいことだと思うんですが、加入を増やしていく取組につなげていかなきゃいけないと思いますが、今回、住み協さんと一緒にやっていくということなんですが、具体的に未加入世帯に対してどういうふうに使ったアプローチをしていくんですか。

○小泉委員長 小川課長。

○小川市民生活課長 今回、住みよいまちづくり推進協議会への補助金のうち、加入促進に係る事業について、410万円の内容で計上させていただきました。内訳といたしましては、先ほど御質問いただきました優待カード事業について、加入者に対してのメリットを持ってもらって、そのことによって未加入者に対して加入することのメリットを感じていただくという事業で、町内会等で進めていただきます。

さらにもう一つ、各世帯を戸別に訪問できるための訪問員の雇用を住みよいまちづくり推進協議会のほうで行い、町内会等で専門的な知識を持つ方と一緒に未加入者に対して呼びかけを行うという雇用も考えてございます。

さらに、未加入者へのPR等も進めてまいります。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 やはり具体的に、とにかくこういう制度があつて、これをやったらメリットがあるんだよと感じてもらえるようにしていかなきゃならないですね。そういうやっぱりアプローチの仕方というのか、具体的な訪問であったり、では、町内会でどういうふうにやっていくのかとか、その辺の支援もあわせて考えてあげないと。ただカードを作りましたよ、加入している人はメリットがあると、未加入世帯に果たしてそれが効果的に伝わるのかと。この間、市報に、加入しませんかみたいなのが出ていましたよ。ところが、市報自体がやはり未加入世帯に届いていないんですよ。だから、そんなのは見てくれない。これはどうやってやりたいんだろうとか、そういうことをおっしゃってくれる方もいました。やはり具体的に加入促進につな

るような取組の仕方、これが今回のこの事業で非常に大事だと思うので、やはりそこを十分に踏まえた事業にしていきたいなというふうに思います。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

滑川委員。

○滑川委員 1点だけ御質問いたします。

議案書②の80ページ……

[発言する者あり]

○小泉委員長 関連なので。

福島委員。

○福島委員 住みよいまちづくり推進協議会に3,646万3,000円積まれる。そうすると、これはどんどん町内会の数が減っていると思うんだよね。だけど予算は増えているんじゃないの、同じなの。だから、一番大切なことは、この3,600万円の内訳明細というのはどうなっているのか。

○小泉委員長 小川課長。

○小川市民生活課長 住みよいまちづくり推進協議会補助金の内訳につきましては、協議会の会議費ですとか、地区会の活動に資する補助金ですとか、そのほか各種事業、市民の集いですとかコンクールなどの各種事業の補助金となっております。

今年度の増額につきましては、加入促進に重点を持つため、これまでの加入促進事業に追加しまして、昨年度から137万9,000円分の増額となっております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 だから、現実には、この住みよいまちづくり推進協議会の会員が去年と一昨年ではどのぐらい減少しているのか。だって、これは補助金で割り当てるのには、1世帯幾らとかあれで割らしているんだろうよ。そうすれば、当然、算出基礎というのはあるわけでしょう。そうすると、全体で何町内会があつて、全体の数がどのぐらい、1世帯幾らで渡しているんでしょう。だから、その明細が聞きたいわけよ。

○小泉委員長 小川課長。

○小川市民生活課長 先ほどの御質問にお答えいたします。

加入率につきましては、平成30年度で58.1%、先ほどお答えさせていただきました令和元年度が56.7%ということで、加入率は減少している現状ではございます。

その中で、先ほど……

○福島委員 いや、パーセントじゃなくて戸数で言つて、戸数で。

○小川市民生活課長 申し訳ございません。ちょっと手元の資料でございませんので。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 要するに、水戸市は何世帯あつて、何世帯加入しているのか。これは算出基礎の基本でしょう。そして、例えば学区ごとに何世帯あつて、それに世帯当たり幾らということで町内会当たりで割り振って配っているんでしょう。だから、水戸市の一番大切なことは、この住みよいまちづくり推進協議会の各町内会に、全体の世帯数から何%と言っているけれども、何軒あつて何軒入っているかということが基本でしょ

うよ。それは分からないのか。だって、分からないといったら、何のために補助金を出しているのよ。水戸市の世帯数が何世帯で、町内会に入っているのは何軒だという、それで補助金をどうやって計算するんだ。こんなの、何世帯あって、何軒か分からねえって、そんな。あれだって出ているんだよ、水戸市の人口は何人で世帯数は何とか、全国統計で。

○小泉委員長 小川課長。

○小川市民生活課長 世帯数でお答えさせていただきます。

○福島委員 全部で何軒になるのか。

○小川市民生活課長 令和元年度につきましては、7万46世帯となっております。

[発言する者あり]

○小川市民生活課長 ちなみになんですが、令和3年1月1日……

○福島委員 これは7万46世帯というのは令和3年なの。令和元年と言ったんでないのか、あんた。同じ、令和元年度のときは7万世帯で、住みよいまちづくり推進協議会に入っているのは何世帯か。

○小川市民生活課長 誤解がありまして大変申し訳ございませんでした。

住みよいまちづくり推進協議会への加入世帯数につきましては、令和元年度におきましては7万46世帯。

○福島委員 さっき言ったから分かるよ。いや、それで、水戸市の総世帯数は何世帯か。

[「令和元年度の総世帯数はいくつなのって聞いているんだと思うよ」

と呼ぶ者あり]

○小川市民生活課長 申し訳ございません。令和元年度の全世帯数につきましては、ちょっと手元のほうに資料が……

○福島委員 分からないんだ。

○小川市民生活課長 申し訳ございません。

○福島委員 じゃ、分かっているのは、じゃ、今、水戸市は何世帯あるのか、全部で。

○小川市民生活課長 最新の統計ですと、令和3年1月1日現在で、水戸市の世帯数につきましては12万3,775世帯となっております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 これは令和3年1月には12万3,000世帯あったと言うが、あなたが答えているのは、令和元年は加入世帯が7万46世帯だけれども、じゃ、令和2年には何世帯あって、何軒入ったのよ。令和2年の世帯数は把握していないのか。住みよいまちづくり推進協議会というのは、水戸市の全世帯を把握して、その中に補助金を出しているんでしょうよ。水戸市に何世帯あって、その中で入っているのが何世帯だか分からないのか。じゃ、暫時休憩してちゃんと調べてくれよ。

[発言する者あり]

○小泉委員長 暫時休憩いたします。

午前11時36分 休憩

午前11時40分 再開

○小泉委員長 それでは、再開は午後1時からいたします。

午前11時41分 休憩

午後 1時 0分 再開

○小泉委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、福島委員から質問がありました自治会・町内会の加入状況の資料について、市民生活課から提出されましたのでこちらの説明をお願いします。

小川市民生活課長。

○小川市民生活課長 午前中の委員会におきまして、福島委員からの御質問につきまして、手元に資料がなくてお答えできなかったことをおわび申し上げます。申し訳ございません。

資料に従いまして御説明させていただきます。

平成30年度の常住人口世帯数につきましては、12万1,249世帯に対しまして、加入世帯数が7万443世帯ということで、平成30年度は58.1%の加入率でございました。

次年度の上の段の令和元年度につきましては、常住人口の世帯数が12万2,398世帯に対しまして、加入世帯数が6万9,341世帯で、加入率としましては56.7%となっております。平成30年度から令和元年度を相殺しますと、常住人口につきましては1,149世帯が増加している中で、加入世帯数につきましては1,102世帯が減という状況になってございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、令和元年度は平成30年度より世帯数が増えていると。加入世帯数は令和元年度のほうが減っていると、こうなるのか。そうすると、住みよいまちづくり推進協議会に出している今回3,646万3,000円なんだけれども、平成30年度と令和元年度は幾ら払っているのか、予算は幾らになっているのか。だって令和3年度の予算でしょう、今、審議しているのは。

[発言する者あり]

○小泉委員長 小川課長。

○小川市民生活課長 ただいまの福島委員の御質問にお答えいたします。

平成30年度の水戸市からの住みよいまちづくり推進協議会への補助金につきましては、3,211万1,000円でございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 じゃ、令和元年度と令和2年度は。

分からなきゃ暫時休憩して。1時間待つから。

[発言する者あり]

○小泉委員長 暫時休憩いたします。

午後 1時10分 休憩

午後 1時11分 再開

○小泉委員長 それでは休憩前に引き続き、会議を続けます。

答弁のほうをお願いいたします。

小川市民生活課長。

○小川市民生活課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

令和元年度の補助金につきましては、3,268万1,000円でございます。また、令和2年度の補助金予算につきましては、3,352万4,000円でございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、これはなぜ加入世帯数は減っているのに、予算が平成30年度は3,211万円、それから令和元年度が3,268万円、そして令和2年度が3,352万円、今年度は3,646万円、なぜ増えているのか、これは。

○小泉委員長 小川課長。

○小川市民生活課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

加入世帯に配る補助金等につきましては、加入世帯に対して単価15円とかそのような補助金が出てございますが、特に次年度につきましては、加入促進に力を入れなければならないと考えてございます。そのため、昨年度より272万1,000円の加入促進に要する経費を増額させていただいてございます。

なお、地区に行く補助金につきましては、ほとんどが地区ごとの単価の補助金ということになってございまして、影響としては、加入促進に要する経費が多く占めてございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、今回、3,646万3,000円ということは、加入促進費が増えたの。今年は幾ら増えたんですか。

○小泉委員長 小川課長。

○小川市民生活課長 前年度から見まして、加入促進に要する経費につきましては、272万1,000円を増額してございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、昨年から272万1,000円、加入促進費が増えたと。これはどういうことなんでしょうか。

○小泉委員長 小川課長。

○小川市民生活課長 加入促進に要する事業といたしましては、高倉委員の御質問に御答弁させていただいた内容のとおり、優待カード事業を進めてまいります。また、各世帯へ直接訪問して加入を促進するための臨時職員を、住みよいまちづくり推進協議会のほうで雇用します。また、そのほか加入に伴うピラやのぼり旗ですとか、それぞれのチラシ、そのようなもので加入促進PR等を図る内容となっております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、今まで加入促進は一切やっていなかったんだ。だから、加入世帯が減っちゃっているんだ。そうでしょう。これは新規事業なんですか。

○小泉委員長 小川課長。

○小川市民生活課長 これまでも加入促進に向けましては、チラシの作成ですとか、新1年生等に加入のPRとかやったりしていたところではございますが、これまでの取組ではまだまだ不十分ということから、新たに世帯訪問する事業ですとか、優待カード事業につきましては、今年度からの継続の事業ではございますけれども、次年度につきましては、カードの発行等で予算が大きく増額しているところでございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、大体この事業をするとどのぐらい加入を予定しているんですか。だから、ビラなり優待カードを発行したりして、相当戸別訪問をして入会を促進するんでしょう。すると、どのぐらい入会を予定してやるかという最低限の見込みというのはやっているんでしょう。これはどこでやっているのか。

○小泉委員長 小川課長。

○小川市民生活課長 これらの事業につきましては、住みよいまちづくり推進協議会の中に加入促進を目指す加入促進委員会を平成31年4月に設立してございます。この中で、様々な取組を検討する中で出てきた事業でございます。今後の目標につきましては、具体的な数字は提案されてはございませんけれども、維持向上を目指すということで取り組んでまいります。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 もう終わりにするけれども、ただ、我々の予算の主な事業には410万円と書いてあるんだよね。これは間違いか。

○小泉委員長 小川課長。

○小川市民生活課長 説明が不足していて申し訳ございませんでした。

これまで加入促進に伴う事業は、毎年補助金の中に加えていたところではございます。加入促進に伴う事業独自につきましては410万円ということになっておりまして、昨年度から見れば270万円増額することになってございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、我々に説明するこの主な事業の予算は、昨年よりも272万1,000円増えたということなのか。

○小泉委員長 小川課長。

○小川市民生活課長 ただいまの福島委員の御質問にお答えいたします。

福島委員のおっしゃるとおり、昨年の加入促進の事業に272万1,000円を増額しておりまして、加入促進の事業自体につきましては410万円ということになってございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、来年は増えるというのをもうくろんでいいんだね。だって、全然これ、毎年毎年金を使っているが1つも増えていない。どんどん減っていつているね。でも、今度は410万円やって、昨年より272万1,000円を追加したということは、十分なる成果が上がるともくろんでいるから予算を増やしたんでしょう。じゃ、期待していますよ。いいです。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 先ほどの2款総務費の中でちょっと聞き忘れたことがあったので、1点だけ。

ページ数で78ページ、2款総務費、1項総務管理費、5目の企画費の中で、たしか今年、新規事業で、総合計画をつくる前の市民アンケートの問題があると思うんですけども、ちょっと確認のために聞きたいんですけども、市民1万人アンケートというのは、前回の6水総の前から始めたんでしょうか。6水総から始めたんでしょうか。そこら辺、ちょっと継続してどれぐらいやっている事業なのかというのを、まず1点聞きたいと思います。

○小泉委員長 宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 総合計画の策定における市民アンケートにつきましては、第1次総合計画から引き続き……

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 1万人アンケートとなったのはいつからですか。同じ規模でやっているのか。

当然、市民アンケートをやってきたというのは分かるんですが、1万人アンケートという名称になったのは、何か市長の変更かどこから上がったのかなという記憶がちょっとあったもので、その確認なんですけど。本筋の質問は、これまで1万人アンケートを前回もやっていると思います。その中で、時代が変わるとともに、今度の1万人アンケートの中の項目が新しく増えたようなものが、大きな違いがあるのか。それが1点と、これまで1万人アンケートの課題等があったのか。あるいは、あるとしたら改善されていくのか等、これまでの1万人アンケートと違う部分というものを、内容も含めて教えていただければと思います。

○小泉委員長 宮川課長。

○宮川政策企画課長 ただいまの須田委員の御質問にお答えいたします。

1万人アンケートにつきましては、その内容につきまして、これから精査していくものでございますが、内容としまして、これまで継続的に聞いてきた定点的な調査の部分、例えば水戸市の印象であるとか、施策に対する満足度については引き続き聞いていくことを考えております。

また、時代の課題によって、課題に対応して市民の意向を捉えていく、特別にその市民アンケートごとに決めていく内容について、これから庁内で取りまとめながら決定していきたいと考えております。

1万人アンケートの課題でございますけれども、こちらは市民の意見を幅広く的確に捉えるという部分がありまして、1万人のアンケートに対しまして、回収率が低ければその効果は薄れてしまうものでありますので、より分かりやすい質問方法を行いながら、より多くの方に回答いただけるような形にしていきたいと考えてございます。

今後、違う部分ということでございますが、特別の調査項目のアタッチ部分として、ポストコロナ時代への対応ということも、次なる総合計画には対応が必要になってまいりますので、そちらの部分についても十分な市民の意識を取り込めるような質問の形にしていきたいと考えてございます。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 前回の1万人アンケートに関しては、たしか郵送のみでしたっけ、そうだったと思うんですが、やっぱり郵送というとハードルが高くて、回収率が上がらないと、市民の平均的な考え方が分からないという部分があるので、かと言ってLINEという言葉も出てくるんですけども、やっぱりLINEは安定性の悪さというのは当然出ている、今回もLINEの内容に関して中国のように個人情報全部、誰もが見ら

れるようになったとあるんですけども、国のほうでも、LINEを使うことをよく推奨でやっているんですが、安定しているかどうかという問題もあるので、そこら辺も含めて、この世代に合った、なるべく回収率が上がる方法、僕、そこが課題だと思うんですよ。郵送による回収率よりも、例えばメールによる回収だとかそういうところの検討課題であると思うので、なるべく回収率が上がって、市民全体の意向がきちんと調査できるような考え方というのを、それでしかも安全性があるもの、そこら辺に関しては、当然執行部の方々がいろいろ研究するところでしょうから、そこら辺は回収しやすいような、時代に即したものを考えていってほしいと思っています。

以上です。

○小泉委員長 そのほか。

滑川委員。

○滑川委員 80ページの情報システム管理費についてお聞きしたいんですけども、端的に1点お聞きします。

前年度予算額と比べまして、比較で今回1,400万円ほど減というところなんですけれども、近年、ICTを含めたオンライン化が進みまして、コロナの支援策なんかでもオンライン上で個人情報をやり取りするとか、そういったような社会全体がそういう動きの中で、この約1,400万円減というところで、例えばセキュリティーの保護であったり、そういったところに影響がないのかちょっと心配になりましたので、御質問いたします。

○小泉委員長 北條情報政策課長。

○北條情報政策課長 お答えをいたします。

1,400万円の減というところですが、こちらの要因といたしますと、令和2年度につきましては、様々な福祉関係の制度改正がございました。そちらに伴いましてシステムの改修費用がございましたので、その分が令和3年度にはないということがございます。そのための1,400万円の減ということになっております。

先ほど御指摘いただいたセキュリティーに対してでございますけれども、セキュリティー対策につきましては約2,300万円の予算になってございまして、前年度同様、セキュリティー対策をしっかりと、そういった予算になってございます。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 お話を聞いていて、ちょっと関連で質問追加ですが、82,83ページ、みとの魅力発信費がありますけれども、こちら前年度比440万1,000円の減ということですが、理由をお聞きしたいと思います。

広報活動費は先ほど来、いろいろ議論あった「広報みと」の配布、住みよいまちづくり推進協議会やシルバー人材センターへの委託料、そして多分出ているんだろうと思いますけれども、先ほど来の世帯数の減などが理由であるのかなのかということと、それから、先ほど追加で出た資料を見ても、5万世帯以上は加入されていないわけですので、情報を取得する手段としては、来庁して市報を持って帰るかかということになるのかなと思うんですけども、皆さん、そうしてはいないだろうと。となると、紙媒体ではなくて、

ホームページや先ほど出てきたLINEだとか、ごみの明日は何を収集しますというふうな、非常に便利なものだと思って私も重宝していますけれども、そういうものをより開発していくとか、知っていただくツールの開発といいますか、いろんな手段が必要なんだろうというふうに思うんですね。新しい住民の方ならなおさらそういうことも必要だと思いますし、そういった計画は何かお持ちなのか、あわせてお聞きしたいと思います。

○小泉委員長 沼田みとの魅力発信課長。

○沼田みとの魅力発信課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

まず、昨年度より予算が440万円減っているという点でございますけれども、1つには、今年度から運用を始めておりますLINEの改修の費用が委託費として落ちております。また、我々のほうで運用しておりますアプリの運用の委託費、こちらを今年度で廃止するというので、こちらの委託料も廃止ということで、その分が下がっている状況でございます。

それから、広報紙の配布に関してでございますが、来年度の予算に関しましては、今年度から1,500部減らしまして、毎号9万部の発行ということで計算をしております。いろいろな情報発信の方法でございますけれども、特に若い世代からは、紙ではなくて、もうデジタルで見ているという声も上がっておりますので、そちらのほうの運用も、SNSの拡大をやりながら、紙とあわせて考えていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○小泉委員長 その他、第1款総務費についていかがでしょうか。よろしいですか。

ないようですので、第1款の質疑を終わらせていただきます。

次に、第4款衛生費中当委員会所管分について、質疑のある方は発言を願います。

高倉委員。

○高倉委員 4款のうち1点だけちょっとお聞きしたいんですけども、4款衛生費の2目の斎場費なんですけれども、斎場費の中で、これは当初予算の概要の資料の10ページ、斎場待合室の改修ということで1,100万円予算がつきます。これは、堀町の市斎場の待合室の洋式化だと思うんですが、具体的な事業の概要を教えてくださいませんか。

○小泉委員長 黒澤衛生事業課長。

○黒澤衛生事業課長 ただいまの高倉委員の御質問にお答えいたします。

このたび予算のほうに計上しましたこの内容ですが、こちらは、斎場の1階の4、5、6待合室の洋室化に着手するための予算でございます。ちなみにこれにつきましては、昨年度の予算としては計上しておったんですが、新型コロナの影響で財政状況が悪化しているということで、令和2年度、これについての予算をのせ替えて執行しているものでございます。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 ちょっと改めて、洋室化ということで、今ある堀町の市斎場の待合室、これは全部洋室化ではないんですか。

○小泉委員長 黒澤課長。

○黒澤衛生事業課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

洋室化ですが、平成29年度に第3と第10の2つの待合室を洋室化しております。このたび4、5、6の3部屋をやりまして、残り5部屋についても、年次的に着手をしていきたいと思っております。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 分かりました。今年度、4、5、6というので、これは工事期間中の待合室の対応なんかは十分、ほかの空いているところで対応できるのでしょうか。

○小泉委員長 黒澤課長。

○黒澤衛生事業課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

そちらにつきましては、管理運用の中でしっかりと対応していきたいと考えております。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 何点か、同じ4款衛生費のうちの斎場費のうちの、ごめんなさい、ページで言います。140ページ、同じところです。

斎場の待合室の整備が、今、話題になりましたけれども、その整備があることによって予算が28%減になっているというのは、たしか浜見台霊園の関係か何かでしたっけ。その主な理由を教えてください。

○小泉委員長 黒澤課長。

○黒澤衛生事業課長 ただいまの須田委員の御質問にお答えいたします。

昨年度に比ばまして7,200万円ほど減になっている理由でございますが、要因については、継続費となっております新斎場建設基本・実施設計の業務委託なのですが、こちらの当初予算が令和2年度の年割額が5,800万円、令和3年度が50万円ということで、5,750万円減少したということと、今年度、新斎場建設用地の地質調査の関係で250万円ほどあったんですが、これが令和3年度にはないということが主な理由でございます。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 同じく4款衛生費、3項はページ数が142ページですね。すみません。なかなか予算書になったら減ったものというのは見えないものですから、その例えば1目清掃総務費の25%減の理由って何があったんでしたっけという質問です。

○小泉委員長 渡邊ごみ減量課長。

○渡邊ごみ減量課長 ただいまの須田委員の御質問にお答えいたします。

清掃総務費につきましては、1億5,832万9,000円、約25%の減となっておりますけれども、その主なものにつきましては、丸印で言うところの清掃事務に要する職員給与費で6,565万円、ごみ収集袋作成経費で3,323万円、こちら予算書のほうには記載がございませんけれども、第二最終処分場整備費で7,000万円が今年度はございましたので、その分が減額となっております。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 ごみ収集袋は毎年作っていると思うんですけれども、その減額って何で起こるのでしょうか。作る数なんですか。それとも入札か。

○小泉委員長 渡邊課長。

○渡邊ごみ減量課長 収集袋につきましては、毎年1年間、需要を満たす数を作っておりますけれども、今年度、特にプラスチックごみの収集が加わることによりまして、45リットルの大きい袋ではなく、小さい袋の需要が増えましたので、そちらに移行しております。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 同じく予算がなくなったものは見えづらいので申し訳ないんですけども、次のページですね。144ページの2目塵芥処理費なんですけれども、これも25.5%下がっているわけなんですけれども、その主な理由。ちょっとその説明だけお願いします。

○小泉委員長 清水清掃事務所長。

○清水清掃事務所長 ただいまの須田委員の御質問でございます。

塵芥処理費が14億5,892万2,000円減額ということでございますが、その主な内容といたしましては、昨年度まで、新ごみ処理施設整備事業としてございました水戸市一般廃棄物第三最終処分場の建設工事、これが完了したということで、これが13億3,700万円、ほぼこれの減でございます。

そのほか、この周辺道路の整備といたしまして1億6,820万円の減、さらに、旧清掃工場及び周辺環境保全対策経費といたしまして、小吹清掃工場の閉鎖に伴う閉鎖業務委託料、こういったものの減ということでございます。

○小泉委員長 よろしいですか。ほかに。

田中委員。

○田中委員 今の同じページで145ページですが、旧清掃工場及び周辺環境保全対策経費と一番下段にありまして、予算の主な説明によると、旧清掃工場の跡地利活用として2,600万円の予算がついているんですが、具体的にどういう中身で、どういったスケジュールを予定されているのかお聞かせください。

○小泉委員長 清水清掃事務所長。

○清水清掃事務所長 ただいまの田中委員の環境保全対策経費の内容ということでございますが、まず、跡地利用に向けた土壌調査がございます。これが1,600万円の予算でございます。これにつきましては、今後、利活用計画が予定されております場所でございます。埋設物、埋設廃棄物による周辺環境への影響の出る分を把握する目的でボーリング調査をするものでございます。

さらに、その跡地利活用の基本計画に1,000万円の予算でございます。この跡地利活用につきましては、地元小吹町の皆様方と協議を進めていく必要がございますところから、地元協議会とも相談しながらこの基本計画を作成してまいります予定でございます。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 歴史的にいろいろ地元との協議があった地でありますので、ぜひその点は慎重にやっていただきたいと思います。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 跡地と言うけれども、跡地の前に旧清掃工場を解体しなきゃならないでしょう。解体工事は載っていないけれども、解体は終わってから跡地利活用をやるんだろう。解体しないでやっちゃうのか。だから、解体はどうなっているのか。

○小泉委員長 清水所長。

○清水清掃事務所長 ただいまの御質問でございますが、小吹清掃工場の解体につきましては、今回ここでやります土壌調査等の結果も踏まえながら、実施設計の策定を経まして、順調であれば令和5年に解体のほうは着手する予定でございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 あれを解体するとして20億円ぐらいかかるでしょう。その前に、跡地利用というのは予算を組んだら、解体しなくてできるのか、今回の予算で。それはどうなっているのか。

○小泉委員長 清水所長。

○清水清掃事務所長 解体につきましては、今、申しましたように、順調にいけば令和5年から2年間の予定で解体をいたします。令和7年から新たな利活用計画に沿った整備をしていくという予定となっております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 だらだらと質問に、あなた、答えているやつは、跡地利用と違うのか。全然違う場所か。

○小泉委員長 清水所長。

○清水清掃事務所長 ただいまの御質問で説明が不足して申し訳ございません。

解体した場所に跡地利用として、今後、地元と整備計画を協議していくということになります。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 ちょっと分からないので、この予算書でさっき質問したやつは、跡地利用の点で予算がついているのと違うのか。そうならば、その前に、解体工事事業の事業計画というのはないのか。あれだって、ただ解体に入るわけではないでしょう。躯体を調査したり何かしなきゃ、解体の設計ができないでしょう。そうしたら、そのほうが先で、それが撤去されてから跡地利用と違うのか。いや、何で後が進んでいるのか。おれは解体しなきゃできないと思ったら、解体しなくても跡地利用ができちゃうのか。そこら辺、どうなっているのか。

○小泉委員長 清水所長。

○清水清掃事務所長 ただいまの御質問でございますが、解体後すぐ整備に着手できますように、実施計画も令和4年に予定してございます。解体後にスムーズに整備ができますように、これからこの基本計画の後にまた実施設計も計画していく予定でございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 だって、国のほうからは、解体について20億円から7億円ぐらいの補助金がついているんじゃないの。それを国に申請しているんじゃないのか。そして、あの大体、小吹清掃工場を解体した跡地利用を計画した、そういうものはできていないんだ。それが、解体をするよと国のほうに申請もしていないんだ。そういうことなの。

○小泉委員長 清水所長。

○清水清掃事務所長 利活用計画につきましては、地元との協議を進めていく中で、これから策定するということになってございます。

それから、解体につきましては、ただいま補助金というお話がございましたが、これについてもまだ未定のところがございまして、今、調整を取っているところでございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 悪いけれども、うそつかないで本当の話をしてよ。国のほうには何もしていないのか。しているでしょう。7億円予算がついたとか話は聞いているけれども。だけれども、それには、大体国のほうの予算の分捕り合戦だって、何億円かかりますよというのは、20億円ぐらいかかるよというのは、執行部で算定しているのと違うのか。跡地利用だって何だって、今、質問をやっているのは、壊した後の事業でしょう。そうしたらば、まず壊す計画をきちんと議会に示してくれないと困るよ。まあいいけれども。

○小泉委員長 清水所長。

○清水清掃事務所長 申し訳ございません。

小吹清掃工場の跡地の利活用に向けた取組の推進といたしまして、令和3年度に利活用基本計画、これを策定いたします。翌年度、令和4年度に実施設計を組みまして、解体工事に入るのが令和5年度の予定でございます。

ただいま、国のほうへは補助金の要望をしているところでございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 我々はみんな、特に昭和46年には、私、市議会議員をやっている。あそこの清掃工場というのは、みんな野積みにしてあったんだよ。カラスや何かが来たり、物すごく悪臭や何かあって、そのまま埋め立ててしまったから、あれを取り払っても、あそこら辺は全部ごみで埋まっているところだから、あの地を利用というのは大変なことにこれからお金がかかると思うよ。

ただ、あくまでも、跡地というのは、掘削をしてきちんとやって事業計画を立てないと、今のうち、あの清掃工場の前だけ草刈りしても何にもならないからね。

まあいいですよ。要望しておきます。きちんとやってほしい。

○小泉委員長 先ほどの、田中委員。

○田中委員 私の質問から——いや、いいです——盛り上がっていただいたんですが、私も、ちょっと国がひどいと思うのは、現在地建て替えでないと解体費を出さないみたいなことをやっているの、各自治体が苦勞しているという状況が全国にあります。ですので、令和5年度という、今、目標をおっしゃいましたので、来年度、再来年度しっかり要望して、補助がもらえるようにぜひ頑張ってくださいと、これは意見として申し上げておきます。

もう一つ聞いたかったのは、似たような話なんです、147ページの3目し尿処理費の関係で、見川クリーンセンターの問題で、新たなし尿処理施設の整備方策の調査検討ということで、どうなるのかよく分からない表現なんですけれども、900万円の予算がついています。これは、つまり、新たな方策を検討するので、今は言えないのかもしれないんですが、その方策の選択肢としては一体どういうことが想定されるのかということですね。例えば、別にするとすれば、先ほどの話と同じように、解体の話とか出てくるでしょうし、再建するならどれくらいとか、いろいろ目算があるんだろうと思うんですけれども、その辺の、今お話しできる範囲で結構ですので、御説明いただければと思います。

○小泉委員長 黒澤衛生事業課長。

○黒澤衛生事業課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

現在の水戸市の処理施設である見川クリーンセンターにつきましては、し尿処理量が減少しております。そして、し尿処理量に対して処理能力が課題となっております。ちなみに、日量でいきますと、見川クリーンセンターの処理能力が、1日当たりの処理量が310キロリットル、それに対して、昨年度の実績ですが、1日当たりの処理量が大体80キロリットルという形で減少している状況です。それと、やはり昭和58年度に竣工した施設ですので、老朽化も進んでいるという状況もございます。

そうした事情がございまして、その後も人口減少ということもございますので、どういう形で効率的なし尿処理を進めるかということが大きな課題だと考えております。

そのために、今、国の中でも推進しております下水道への投入を前提とした前処理施設を造るケースですとか、あとは見川クリーンセンター、今は貯留施設といった処理方式の検討、あるいは、そういった施設を建設する場所の提示の選定、それと、その前段として、今後の計画処理量ですとか、計画処理人口といったそういった基本事項の整理なども、この委託料の中で行いたいと考えております。

以上です。

○小泉委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

次に、第10款教育費中当委員会所管分について、質疑のある方は発言を願います。

高倉委員。

○高倉委員 私のほうからは、6項保健体育費の中の1目の保健体育総務費について、ちょっと2点ほどお伺いしたいんですが、議案書②の216、217ページの上段ですね。スポーツ振興経費ということで、2,442万7,000円予算の中の大半は負担金とか交付金になると思うんですね。市民運動会とかいろいろ市民のスポーツイベントの経費だと思うんですが、昨年もこの新型コロナの影響でいろいろ各地区で市民運動会が中止になったり、スポーツ大会が思うようにできなかったという状況があるんですが、来年度はなるべく本当はそういうのをやっていただきたいんですが、来年度についてはどういう対策というか、対応を取って、そういうのを図っていかれるのかお聞きしたいです。

○小泉委員長 柏スポーツ課長。

○柏市民協働部参事兼スポーツ課長 ただいまの高倉委員の御質問にお答えをいたします。

今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、市民運動会をはじめ、様々なスポーツ活動が中止を余儀なくされてしまいました。

今後におきましては、その政府の対応等も勘案しながら、できる限り安全対策を図った上で開催していきたいというふうに考えています。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 いろいろ各地域も対策を考えながらやってもらう、本当に悩みの大きいところなんですけれども、いろんな形で開催できるように支援してあげてほしいなというふうに思います。

それと、もう一点、水戸黄門漫遊マラソン経費ですが、令和3年度の予算の概要を見ますと、人数を制限して、8,000人にして実施をするということで、かなりやはりこちら感染対策に気を配った内容に

なってくるのかなと思うんですが、やはり密を避けて、いかに感染症対策をするかというのが重要だと思うんですね。特に更衣室ですとか、競技の始まる時とか、非常に密になるような状況があると思うんですが、その辺の対応と、あと、ボランティアとか手伝うスタッフもいますよね。やはり今回も人数制限をしているわけですけども、そういう方々への対応、こちらについてはどうなんでしょうか。

○小泉委員長 柏課長。

○柏市民協働部参事兼スポーツ課長 ただいまの水戸黄門漫遊マラソンに関する御質問にお答えをいたします。

第6回の水戸黄門漫遊マラソンは、10月31日に開催する予定でおりまして、例年と違うのは、フルマラソンが例年1万人であったところを8,000人に縮小するとともに、3キロメートル、5キロメートルの部を中止して、フルマラソン8,000人の1本だけでやっていくという考えでおります。

このコロナ禍の中でこの大規模大会を開催するという事は、非常にいろいろな対策を講じていかなければならないというふうに考えております。これは、委員御指摘のように更衣室も含めてランナーさんの対策、さらには応援隊やボランティアの方々への対策等も考えなければなりませんので、今後は陸上競技協会さんとか医療関係も含めて関係するところと十分連絡、密に諮りながら安全対策を講じて開催していきたいと考えております。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 いろいろ分かりました。間もなく募集のほうも始まるというふうに伺っていますので、去年中止になったので、皆さんの期待も大きいかなと思うんですが、やはり今の状況を踏まえてしっかり安全対策、感染症対策を図りながら実施をしていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

須田委員。

○須田委員 議案書②の216ページの10款教育費、6項保健体育費の2目体育施設費のうちの体育施設整備事業費なんですけれども、ところで、茨城ロボッツが活動する東町運動公園も体育館、アダストリアみとアリーナができて、サブアリーナができて、青柳公園の体育館にもエアコンが入る、見川総合運動公園の体育館にもエアコンが入る。そして、内原ヘルスパークの体育館もエアコンが入るということで、体育館の設備については、これでおおよそ集中して水戸の周辺にあると。それから、ひたちなか市にも当然体育館があると。これから体育館を使う大変大きな事業が呼び込めると思っています。

また、現に、今、来るという話も幾つか聞いているところではありますけれども、いろいろな大きな事業が来ると。大きな事業というと今まで体育施設、運動スポーツのイベント等が入ってきたりスポーツ利用が多かったわけなんですけれども、アダストリアみとアリーナができたことで大きなイベントが来ることがあります、スポーツ以外に。そうなってくると、実は、体育館がアダストリアみとアリーナは使えないよと。そうすると、どちらに行くかという、リリーアリーナMITOとか見川総合運動公園に行く。それから、そこで使っていた人たちは今度は内原ヘルスパークの体育館に行く。内原のほうで、では借りてやりましょうという話になってきて、体育館の整備がされればされるほど、意外と体育館利用が多くなって、なかなか使えない。使えないというか、大会がぶつかり合うと予約が取りづらいという状況が出ます。そう考えると、そ

の内原ヘルスパークの体育館の今回のこの予算は、空調施設整備だと思うんですが、この空調整備に関して、どのようなスケジュールとか、分かる範囲でいいんですけども、どんな形でいつ頃始まるのかなというのは当然、体育館を使うスポーツ大会を開催する側としては大変気になるんですが、今のところどんな状況なのかと。それから、いつ頃しっかり分かるのかなというところをちょっと教えていただきたいんですけども。

○小泉委員長 青山体育施設整備課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回の内原ヘルスパークの空調設備工事の実施につきましては、現在のところは来年度第2四半期を予定しております。工期的には5か月から6か月を見込んでおりまして、完成は令和4年3月を予定しております。

工事の準備期間後、施工を予定しております本年の11月頃から3月まで約5か月間、アリーナ等の施設を一時利用中止させていただき予定でございます。指定管理者のほうと調整を進めております。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 とりあえず2点希望、要望なんですけれども、そういうときに使えない時期ができると思います。それはスポーツ課とうまく連携して、こういうときは使えないからどうにか割り振り調整とか、スポーツ課が大変そういうことに苦労しているのを私も知っていますので、そこらを密にやっていただきたいというのと、できるかできないかは私は全然分からないんですけども、青柳公園の市民体育館でしたっけ、元々。リリーアリーナMITOさんのときに、実は空調整備だけをやりながら体育館利用をするという形もあったんですよね。ただ、今度はあれに比べたら随分施設が小さいのでできないかもしれませんけれども、そういう検討ももしできて、使いながらとか、半面だけは使えるんだよなんていう工事計画を立てられるんだったら、できればやってほしいと。無理でしたらこれは仕方ないということで、この要望で終わります。

○小泉委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○小泉委員長 次に、第12款公債費及び第13款予備費について、質疑のある方は発言を願います。よろしいですか。

[「よろしいです」と呼ぶ者あり]

○小泉委員長 次に、歳入について、質疑のある方は発言を願います。

須田委員。

○須田委員 4ページ、歳入のうち1款市税、1項市民税の2目の法人市民税なんですけれども、税率の引下げや、いろいろな……

ごめんなさい。すみません。次のページの6ページの1款市税、2項1目固定資産税の減免分ということで、今回、固定資産税をコロナの影響で減らさないよと国のほうから別枠でお金を持っていきますよということだったんですが、この固定資産税の現年分の課税が下がるということに関してなんですけど、どういうルールで下がるのか。それから、どうやってその人たちに告知しているのか、それから、どれぐらいの人数が対象になるのか、この3点についてお伺いしたいと思います。

というのは、分からないで減税を受けないなんてことがあるのかなという、そういう可能性もあるので、多分申告制かなと思うんですけども、ちょっとその辺、教えていただきたいと思います。

○小泉委員長 関根資産税課長。

○関根資産税課長 ただいまの御質問にお答えします。

資産税のほうの現年分、特に新型コロナウイルス関係のことだと思うんですけども、こちらの制度のほうの中身なんですけれども、委員の皆様には、令和2年の10月の委員会におきまして御説明のほうをさせていただきましたが、この制度につきましては、新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策の一つとしての税制上の措置としまして、感染症、それからその蔓延防止のための措置の影響で事業収入が減少した中小事業者等に対しまして、事業用の家屋、それから償却資産に係る令和3年度の固定資産税、都市計画税の負担を軽減するものでございます。

具体的には、令和2年の2月から10月までの任意の連続する3か月の事業収入が前年の同時期の事業収入と比較して30%以上減少している中小事業者等を対象としてございます。事業収入の減少率が50%以上の場合には全額を軽減して、30%以上50%未満であった場合には2分の1を軽減するという制度でございます。

先ほどその周知のほうの関係もちょっとあったかと思うんですけども、周知のほうにつきましては、本市のホームページですとか、11月15日号、1月1日号の「広報みと」への掲載、それから本市のSNSによる発信のほか、商工会議所さんへの協力などもお願いしまして、ホームページ掲載ですとか、会員の方へのメールマガジンの発信、また、商工会の方のほうから会員へのチラシ配付などをお願いしておりました。また、償却資産の申告書をこちらから事業者さんに送付する際に、この制度のチラシのほうを同封して周知をしたというところでございます。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 これって、相手が申し込んでこないで減税の対象にならないということでもいいんですかね。

○小泉委員長 関根課長。

○関根資産税課長 こちらにつきましては、やはり申出をいただいたということで適用をしていくというところでございます。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

須田委員。

○須田委員 8ページから9ページなんですけれども、1款市税、5項1目入湯税なんですけど、41.2%の減収ということだったんですけども、聞きたいこととしては、これは水戸市においては入湯税を納めてくださっている対象というのは何社ぐらいあるんでしょうか。それから、入湯税って何に対して課税されるんでしょうか。湧いているとか、沸かし湯とか、もしくは持ってくるお湯とかいろんなものがあつたと思うんですけども、どうしたら課税されるのか、どういう人たちが課税対象者なのか。それと今の対象となっている会社は幾つあるのかということをお伺いします。

○小泉委員長 安里課長。

○安里市民税課長 ただいまの須田委員の御質問にお答えいたします。

まず、市内の対象施設でございますが、市内の対象施設は2施設となっております。

入湯税の課税の要件につきましては……

[発言する者あり]

○安里市民税課長 具体的には、鉱泉浴場を設置しているドーマーインとスーパーホテルの2施設となっております。

それで、入湯税の課税対象については鉱泉浴場、いわゆる温泉でございますが、これは源泉のものも、運びでやる温泉というようなものも、温泉を利用する際に、入湯客が納税するようなものとなっております。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 そうすると、ドーマーインさんと何とかというこの会社は、それぞれどこから温泉を持って——温泉を持ってきた人も対象ですよ——温泉の湯を持ってきて経営しているのも対象だとすると、その2社に関しては、持ってきているということですか。それともそこで湧いているということなんですか。湧いているところが対象ですね、一応。それだけ確認したい。それで終わります。

○小泉委員長 安里課長。

○安里市民税課長 ただいまの須田委員の御質問にお答えします。

2施設につきましては、全て運び湯ということで、源泉の施設ではないです。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 ページで言いますと62、63ページなんですけど、22款諸収入で3項貸付金元利収入というところで、4目、5目について聞きたいと思います。

4目は大工町1丁目の再開発事業の貸付金と、まだそういうのがあったんだという認識なんですけれども、この中身と、まだこれは続くのかという点と、それから、泉町1丁目については8億円ですが、これは、以前貸し付けていたものだと思うんですが、その原資は結局、先ほど来説明がある55億円とかという、つまり市の保留床取得金ということなのかなという点をちょっと確認したいと思いますので、御答弁をお願いいたします。

○小泉委員長 梅澤参事兼財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 ただいまの質問にお答えします。

62ページの22款諸収入、3項貸付金元利収入のまず4目保留床取得資金貸付金元利収入は66万6,000円で、前年と同額でございます。こちらは、説明に記載のとおり、大工町1丁目地区の市街地再開発事業の保留床取得に対する貸付金でございます、貸し付けたのは平成19年でございます。償還期間を15年としまして、1億円の貸付けに対して15分割の66万6,000円の返還を平成29年から、平成ベースで43年まで15年間償還を受ける計画で貸し付けたものでございます。

まず、その下の5目の泉町1丁目北地区市街地再開発事業資金貸付金元利収入は8億円でございます。これは、平成30年度に貸し付けたもので、8億円の貸付けを行いました。令和3年度に一括返還を受けるものでございます。再開発組合からの8億円の収入でございますので、どこからの資金調達というのは存じておりませんが、市は組合にある程度の保留床資金をお支払いしております。

○小泉委員長 そのほか。

高倉委員。

○高倉委員 歳入のほうなんです、23款の市債ですね、70、71ページの中で、今回の歳入の一番大きな点なんでしょうけれども、8目臨時財政対策債ですね、これは市のほうの財源不足と、あと国のほうの財源が足りない部分、この臨時財政対策債で超すということで、これを大きく68.2%ですね、令和2年度に比べて新年度は伸びるんですけども、この当初予算の概要の2ページには、これ、実績だと普通交付税とみなすということで、この臨時財政対策債については、後年交付税措置をされるということなんです、具体的にちょっとその流れについて教えてもらえますか。

○小泉委員長 梅澤参事兼財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

臨時財政対策債というのは、まず、普通交付税というのがございまして、普通交付税制度というのは、標準的な需要の基準財政需要額を水戸市で算定しております。また、基準財政収入額という税収をベースに算定した歳入の差額を普通交付税として交付を受ける制度が前提にございます。

国におきましては、この普通交付税の原資が不足しておりますので、その一部を臨時財政対策債として借入れを行うということで、交付税の代替を行っております。

そして、この臨時財政対策債というのは交付税の代替でございますので、返済、償還のほうに普通交付税の算定に100%算入されるということで、次年度以降の基準財政需要額が増える見込みの制度となっております。

以上であります。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 そうすると、やはり元利償還に関するものが今年度以降きちんと交付されるということで、財政にはこの地方債を起こすこととなりますけれども、財政には特別影響は及ぼさないと考えてよろしいですね。

○小泉委員長 梅澤参事兼財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 はい。ただいまの質問にお答えします。

臨時財政対策債の償還で次年度以降の公債費、返済の予算が増えますが、そちらは、基準財政需要額に100%算入されますので、交付税の算定ベースが100%かさ上げになります。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

次に、第3表債務負担行為中当委員会所管分について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 1点、これは240ページに市民会館整備事業の継続費と債務負担行為が初度調弁8億円というふうにありますけれども、継続費のほうは補正で国の支出金が、年度がずれたり、地方債が増えて一般財源が減ったりというのがあるんですけども、債務負担のほうは、現年度、令和3年度予算には支出行為は計上されていないということなんですけれども、なぜその8億円を組むのかということが質問です。

限度額ということですので、どれくらい支出を見込んでいるのか、満額なのか、あわせてお聞かせください。

○小泉委員長 篠原課長。

○篠原新市民会館整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

新市民会館に整備する備品につきましては、本体工事期間中に整備しなければならないものもございまして、その中で契約から納入まで半年程度の期間を要するものなどもございまして、そういったものにつきましては、納品支払いにつきましては令和4年度となりますが、令和3年度中に契約を締結する必要があるため、債務負担の期間を令和3年度から令和5年度までと設定させていただいたものでございます。

債務負担の限度額といたしまして、8億円を設定させていただいております。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 備品等で10億円ということがありますよね。そのうちの8億円と理解してよろしいのかということ、限度額ですから、限度額いっぱい使うかどうかは別問題だと思うんですけども、その目算はどうなるかということをお聞きしました。

○小泉委員長 篠原課長。

○篠原新市民会館整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

限度額は必要でございますので、8億円を設定させていただいております。

もう一つ、10億円のうち8億円を支出するというところでございます。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

次に、第4表中地方債について、質疑のある方は発言を願います。よろしいですか。

ないようですので、議案第32号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第38号 令和3年度水戸市公共用地先行取得事業会計予算について、質疑のある方は発言を願います。よろしいですか。

ないようですので、議案第38号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第46号 包括外部監査契約の締結について、質疑のある方は発言を願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、議案第46号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第47号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第11号）（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第6款、第7款、第8款、第9款及び第10款並びに第2表継続費補正中第6款、第8款、第9款及び第10款を除く）について、質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、議案第47号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第52号 令和2年度水戸市公共用地先行取得事業会計補正予算（第1号）について、質疑のある方は発言を願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、議案第52号についての質疑を終わらせていただきます。

それでは、午前中に質疑が途中となっております案件に戻らせていただきます。

議案第4号 水戸市市税条例について、資料を配付いたしますので、配付の後、説明を願います。
ただいま配付をいたします。

[資料配付]

○小泉委員長 皆様、お手元に渡りましたでしょうか。

それでは、資料の説明を、安里市民税課長。

○安里市民税課長 午前中におきましては、条例の内容の説明に不足がありまして、誠に申し訳ございませんでした。

新たに配付しました資料については、1点が、市税条例の主な概要ということで4ページ、それと市税条例の現行の市税条例と改正後の市税条例の改正案の新旧対照表としまして124ページからなる資料、それと、3点目が、地方税法の施行に関する取扱いについてということで、総務省から平成22年4月1日で通知されました通知の3点のほうをお配りさせていただきました。

まず、3点目の地方税法の施行に関する取扱いについて、説明させていただきます。

1ページ目の資料については、平成22年4月1日に来た通知でございます。その後、2ページ以降に通知の内容のほうがございます、その4ページ、第1章、一般的事項、第1節、通則、1、賦課徴収に関する規定の形式、この各項について説明させていただきます。

(2)におきまして、条例の制定に当たっては、法律が条例の定めによることとしている事項及び法律が地方団体に選択的判断を許容している事項のみならず、法律、政令及び規則において明確に規定され、各地方公共団体ごとの選択判断を余地のないものについても、住民の理解の上で最小限度必要なものにあつては、重複をいとわず総合的に規定することが適当であることというような内容となっております。

平成22年に通知が来た中で今回の改正に至りましたこと、遅くなりまして誠に申し訳ございませんでした。

あわせて、今回の市税条例の改正の概要について、新旧対照表とあわせて説明のほうをさせていただきます。

まず、新旧対照表の1ページ、新条例の第1条と旧条例との改正の内容についてですが、第1条の趣旨において、第1項では、市税に関する条例で定める趣旨を規定し、第2項において、条例に規定のないものの、地方税法等によるという内容の規定になっております。改正前も同様に、条例の趣旨としまして、この市税条例については、地方税法の定めるもののほか、課税、賦課徴収に必要な事項を定めるということで、内容としては同じ形ではあるんですが、ページのほうを分けて規定しております。

今回追加した主なものについて、続いて説明させていただきます。

2ページ、第2条でございますが、第2条において用語の意義について、今回追加のほうをさせていただきました。

続いて、8ページ、第16条でございます。新条例第16条は、納付期限後に納付し、または納入する税額または納入金に係る延滞金の規定を追加いたしました。

続きまして、10ページでございますが、新条例第20条において、地方税法第295条に規定する個人の市民税の非課税の範囲について追加をしたものでございます。

続きまして、13ページを御覧願います。

13ページ、第24条、第3項から第6項まででございますが、所得割の課税標準に……

[発言する者あり]

○安里市民税課長 申し訳ございませんでした。新旧対照表、まず1ページの第1条でございますが……

○福島委員 新旧対象表じゃなくて、議案の第1条はこれは、あなたから出された資料の何ページだというふうでやってくれないと分からない。議案の17ページにある水戸市市税条例の第1条は、こっちは124分の1ページって、ここに第1条が書いてあるわけよ。そうだろう。これを新旧対象というのは、この脇にももちろん書いてあるけれども、こっちの新旧。何でこういうことを言うかということ、旧条例というのは、変わってはいないんだよな、本条例だから。変わっちゃっているのか。

○安里市民税課長 変わっておりません。

[発言する者あり]

○福島委員 変わっていないでしょう。じゃ、変わっていないなら、どこを変えたんだと聞いているんだよ、質問は。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 この議案書、これは僕たちに提出されている議案ですよ。議案書①の17ページから始まっていますよね。そこからずっと入っていますよね。この17ページにあるものを全部、これは改正案と一緒になの、改正案と議案書の17ページからの……

[「いやいや、改正案の終わりにここに書いてあるんだよ、これ」と呼ぶ者あり]

○須田委員 これが17ページと一緒にじゃないですか。これが。いや、分からなかったの。

そうすると、ちょっと聞きたいのは、17ページからのこの右側の改正案と同じものですかというちょっと疑問ね。

○小泉委員長 安里市民税課長。

○安里市民税課長 説明が不足して申し訳ございませんでした。

新旧対照表につきまして、まず左側……

○須田委員 聞いているのは、17ページと右側が一緒のものだということ。難しいことは言っていない。違うか。一緒じゃないですか。

○福島委員 違う違う。例えば、これ違うだろうよ。今出された資料の左側が第1条でしょう。これがこの第1条とこの我々に議案として出されたものが右側に書いてあるだろうよ。そうだろう。だから、左側のは本条例でしょう。いやいや、戻って、今も国の条例であるわけだよ。ないのか。これは国の本条例だろう。右側は水戸市の条例を書いてあるんだろう。だから分からないんだよ。今までこういうことはなかったんだよ。

[発言する者あり]

○小泉委員長 安里市民税課長。

○安里市民税課長 説明が不足して申し訳ございません。

まず、新旧対照表については、左側が今現在の水戸市の市税条例となっております。それで、水戸市の市税条例のほうだけですと、これだけでは課税内容が法律上で規定されているものが抜けているので分かりづらいいということ、その右側の新しい、今提案させていただいている案に変えることで、抜けているところをこの新しい条例に規定することで、より分かりやすくしたいということで提案したものでございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 今、少しずつ分かったんだけど、例えば、現行条例というのは左側なんだよね。左側で、今度は右側に来たなら、今度は2が入ってつくったわけでしょう。そうでしょう。そうすると、今、水戸市にある条例と2の条例と、そうすると、もう1個あるわけだ、国の条例が。国の条例があるんでしょう、法律というものが。それは変わっていないんでしょう。そうしたら、国の条例はどうなっているのか、これ。

○小泉委員長 安里市民税課長。

○安里市民税課長 ただいまの福島委員の御質問ですが、地方税法に変更があるのかという御質問に関しては、地方税について改正のほうはございません。改正はございませんが、今の現行条例の規定のほうでは、法律で規定されているものが抜けているため分かりづらくなっているんで、法律の改正はないんですが、市税条例のほうをより分かりやすくするために、今回提案したものです。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 言い方が難しいから、僕、よく分からないんだよ。国の法律は変わっていないんだよ。法律は変わっていない。条例をこの左から右にしたいんでしょう。それを一々現行条例で云々と言うから分からないんだよ。その理由は何かといったら、通達来たんでしょうよ、平成22年に。平成22年に通達来たんだけど、その理由は知らない。理由はいろいろあるんでしょうよ、そちらにも。だけれども、今になってこの通達によって、法律は変わらないんだけど左から右にしたいということだよ。右のほうは分かりやすいからやるんだよというのがその通達でしょう。通達の、正直言うと、平成22年じゃなくて平成28年ぐらいの。というのが、そうでしょう。難しいんだよ言い方が。だから、おれも分かりづらんだよ。福島委員は分かるかもしれないけれども、おれは分からないのよ。だから、左から右にする理由は、法律は変わらないけれども通達来たからやるんだよということでしょう、基本は。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 要するに、今までやらなかったから、今回やるということなんでしょう。それは、先ほど説明資料にあったみたいに、平成22年4月1日の通達、このときにやっていたら問題はなかったんでしょう。だから、大前提は、だから聞くんだよ。今まで地方税法の改正というのは必ず国がやったから、自動的におれは何も言わずにはいよはいよだった。間違いないから。なぜ平成22年の4月1日という、何年たつの、これは、11年。そうすると、今回やるということは、何かがあったんでしょうよ。そのほか。平成22年に通達来て今日までやらなかったということは、歴代の財務部長、財政課長が怠けていたから。いやいや、謝る必要ない。言われたもん。今回、大義名分はあるだろうよ。これだけ全部改正というのは、これは大変な仕事なんだよ。分かるよ。だけれども、不都合か何かがあったから直すんじゃないのか、平成22年4月で。だって、私らは、今までも条例、地方税法というのは、国が変わったから変わりますよ、はいはいと言って、何もそれは法律を改正したから言わないのよ。今回なぜ言うかという、国が変わっていないのに

水戸市が変わるというから、独自の市税条例だからね、これによって市民が税金を取られるんだから、困ることになるんだよ。だけれども、今まで平成22年から11年もやらなかったということは、執行部の失態だろうよ、これは。だから、なぜやらないで今までほっておいて、何があったのか。何かあったから急に直すことになったんだろう。問題点は何なのか。

○小泉委員長 それでは、田尻副市長より答弁がございませぬ。

○田尻副市長 ただいまの問題につきまして、まず、平成22年度からこのままずっと改正をしていなかったということについて、まず謝罪を申し上げます。

改めまして、考え方を申し上げますと、本来、税法上で規定されております条例で定めるべき事項ということで、法令と条例を組み合わせることで初めてワンセットの税体系が出来上がっていたというのが水戸市の税条例の条文構成でございませぬ。

それでは、地方税法より条例、水戸市の部分で委任されている部分について読み、セットで読まないとなんか分からないということがございまして、これまで地方に委任されている部分だけの改正で独自に努めてきたところでございませぬ。あわせて、この通知にありますように、それだけでは全体の地方税が理解できないということもございまして、今回、通知にあわせて、水戸市の市税条例で地方税法を含め税制度がはっきり全体構成が分かるように条文構成いたしまして、これまで税法で規定されていたものも含めて、水戸市の条例に条文構成して条文化してございませぬ。

ということで、これまで水戸市独自の部分だけの条例を規定していたせいで、分かりづらかったと。法律も含めて法律構成と地方税法を含めまして全体条例構成にしましたので、全体をこの水戸市市税条例で読み取れるようになるということで、内容の改正はございませぬでしたが、全体に分かりやすい条例構成にしたということで提案申し上げたものでございませぬ。申し訳ございませぬでした。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、通常は標準条例というのは来ていないの。これは必ず来ていると思うんだよ。国から法律改正があれば、どんな通知で国会においても何にしてでも、地方においてその、あくまでも国は法律だから、法律を地方自治体が条例化して施行するわけだから、そういう場合には、標準条例が必ず来ているわけだ。それが、私が不思議だというのは、平成22年の4月1日で10年も20年も過ぎてからやるっていうからおかしいんじゃないかと言っているんです。

だから、これはやった人はいい迷惑かもしれないよ、今までやらなかったんだから。ただ、はい、出されました、はいよと言うのには、今まで出されなかったのは何か理由があるのか。今、副市長からの答弁では、水戸市の条例に含めるという答えだったけれども、あくまでも国の法律が優先するでしょうよ。その中に位置づけられるものは地方自治体の条例だよ。そうすると、今まで11年もやってこなかったんだから、何か新たな通達が来たとか、多分水戸市が今までやっていなかったというということは、全国そういう市町村は多かったと思うよ。特に、水戸市は中核市になったから、改めて来たのかという感覚だろうよ。

だから、そういう面で、我々が最初から不審に思ったのは、11年もやらないで急にだされて、本条例がこの地方税法という法律が変わっていないのに、それに基づく地方税の条例を変えるというから、何があったのかという疑念を持っていたわけだよ。

だから、本当に何も無いの、ないなら構わないだよ。ただ、今までこういうことをやったことないからね、水戸市は。だから、その場合には、必ず、今出されたみたいな資料で、法律を出して水戸市はこうだよと、それはこう新旧対照表というか、法律と条例側の対照表というものをきちんと出して、どの部分が変わったのかという問題点を議会に提示してもらわないと、我々は市民の代表で、市民に説明しなきゃならないんだから、その辺はきちんと明確に、ただ急遽やらなければならなかった理由があるっていうのが聞こえないんだけど、それがどういう理由なのか。ないのか。

○小泉委員長 田尻副市長。

○田尻副市長 申し訳ございません。改めまして申し上げます。

特段このタイミングでという理由はございません。これまで通知を見た中で、先ほど福島委員の御指摘のとおり、全国に対して標準条例、一般的に言いますと準則というのが公布されまして、それにあわせて条例改正を行うものでございます。

水戸市は、歴史的な問題で申し訳ございませんが、ずっと以前から税法で規定されているものについては税法で読む、条例規定はしないと。ということは、水戸市の任意の判断ではございませんでしたが、水戸市独自で決められるべき部分、条例、法律が条例に委任している部分については、水戸市のほうで条例規定をしておりました。このずっと歴史的なことで、各自治体ばらばらだったという経緯がございまして、平成22年の通知に至ったものと想定されます。

全国統一されている中で、水戸市についてもあわせて、本来平成22年のときから素案をつくるべきでございましたが、今回になってしまったこと、遅くなったことについて、改めまして申し訳ございません、謝罪を申し上げます。

ただ、この機に及んで改正をしたという理由につきましても、特段の事情はございませんで、改めまして、中核市になった時点で、全体の自治体の例に倣うということもやはり大切だという認識でおりまして、やっとなことということで、誠に申し訳ありませんでした。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 だから、あくまでも本省がやっておる法律の施行とともに水戸市の条例規則というものは、条例自体はそれにあわせてつくらなきゃいけないし、施行日もそれにあわせてやられて初めて法が執行されるのよね。だから、今まで来たものは、常にいつも財政のほうから我々議会に総務環境委員会へは案が出されていたよ。今度はこうなりましたから地方税を変えましたと。はいよと言って。それは、何ら、その条文に対して賛否はあるにしても、条文そのものを直したとかそういうものはあり得ないのよ。ただ、やはり日本国民である以上、日本政府の出した法律には、これは従うことは当然であると同時に、地方自治体は、その法律を適用して、国の交付金なり国の予算なりを獲得できるわけだから。反対したんではもらえなくなっちゃうからね。

じゃ、そういうものであるならば、いいよ、だから、今後はこういうふうに変えるとき、必ず、言い方は悪いけれども、新旧対照表というものをきちんと明示して、どの部分が変わったんだということを明確にして。これで終わりますよ。いいですよ。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、議案第4号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第6号 水戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についても、配付資料より説明を願います。

天野人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 それでは、人事評価シートについて、資料の提供をさせていただきましたので、資料に沿って御説明を申し上げます。

シートは2種類ございます。まず、横長のシートは目標管理シートという名前になっておりますが、これらは業績評価を行うシートでございます。縦長のシートは人材育成シートというふうの上に書いてありますけれども、このシートにつきましては、能力評価と執務評価を行い、業績評価の結果とあわせて総合評価を出すためのシートとなっております。

また、今回、係員用のシートとして、見本を出させていただきます。

まず、横長のシートでございますが、これは業績評価を見るシートでございます。各所属長が毎年度組織の目標を立てまして、これは便宜上、人事課の組織目標を掲載させていただきますが、組織目標を提起いたします。各係員はその組織目標にあわせて、今年度どういった重点的に取り組むべき課題を設定するかということを考えまして、この目標項目に課題を設定してまいります。係員につきましては、1つ以上、3つまでの年間の課題を設定することとなっております。課題を設定いたしましたら、評価者と面談をいたしまして、その課題の困難度、ちょうど真ん中の辺りに困難度という項目がありますが、その課題の困難度を設定してまいります。困難度の設定の基準につきましては、裏面にその基準等が載っております。その内容に応じて困難度を設定してまいります。その後は、その課題に沿って、そのスケジュールに沿って取り組んでまいります。中間時点の10月に中間報告を行いまして、それに対して評価者が指導を行い、期末、一番右側になりますが、期末になりましたら達成状況を報告して、自分でその達成の状況を評価を行います。達成状況の評価につきましても、裏面にその基準が記載してございまして、そのとおりにやっております。評価者と調整者の評価をいただくという形になります。その結果として、その裏面の一番右側の達成度の基準等のおりに点数がついていくということでございます。各項目の評点が合計になりまして、一番下になりますが、各項目の評点を目標の個数によって割って、業績評価の評点の点数が出されるという形になってございます。

続きまして、縦長のほうの資料でございますが、こちらは、能力評価と執務評価ということになっていて、こちらは、各評価要素と求められる標準的な能力というところで、こちらの項目につきましては、職員として必要となる対応や能力を示しております。それができているかどうかということが評価のポイントになりますが、評価の基準につきましては、やはり裏面のほうに評価の基準が掲載してございまして、こちらの内容に応じて評価を実施、自己評価、それから評価者の評価、調整者の評価が行われるという形で点数化をされてまいります。その合計が、一番下の総合評価のところに出まして、100点中何点だったかということで、評価者のほうからその理由などが所見のところ述べて、また調整者のほうも同じような形で所見が述べて、評価を受ける者にそれが返されるという形の手続になってございます。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 それでは、随意、質問のほうがありましたらば。

福島委員。

○福島委員 人間が人間を評価して、お前はと言う。人物の同じ課でも、お前はいいんだ、こっちは駄目なんだとか、そうすると、人間模様というものはどうしても好きな人間にはうんと点数つけるんだ。嫌なやつにはつけねえというようなこととなって、組織というものは円満に行かなくて、逆に一番になるのは、今度は殺されたのあれだのという、なぜそうなるかという、それが普通の評価だけならいいけれども、お金に反映するということは、付け届けをしたり、ごまをすった人がうんともらうというようなことになったら大変なんだよ。だから、人間的にどう人を評価するかというのは、課長が課全体を評価して、課長を部長が評価して、部長は副市長が評価してということになるから、どうしても派閥とか流れというものができるようになっちゃうんだ。そうやって、水戸市の事業遂行が円満に行かなくて、お互いに足を引っ張るようになったら大変だから、これは執行権の範疇だからそれ以上は言わないが、1つけがないようによろしく願います。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

須田委員。

○須田委員 間違いないようにという趣旨は一緒です。しかしながら、その性善説といろいろあるけれども、やはりそこら辺をお互いにきちんと管理しながら、やっぱりこの評価制度で給与が変わる、それから評価制度は今までやっていたよね。評価制度を今までやっていたけれども、結局はそれは別に反映されなかった。出世には反映あったんだろうけれども、それは自動的ですから。そうすると、これをきちんと使って下の評価の悪いものをなくしていくと、ボトムアップすると、それからきちんと働いている人、これに関してはきちんと評価できる、それが平等性をきちんと保てるように。平等性をそれをやはり同じことです。そういう意味では、前向きにきちんとやってくださいよと、しかも間違いのないようにねという同じお願いで終わりです。意見です。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、議案第6号についての質疑を終わらせていただきます。

以上をもちまして、質疑は全て終了いたしました。

本日の委員会は、この程度をもって散会したいと思います。

なお、22日月曜日の委員会は午前10時に開会いたしますので、御承知おき願います。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会します。

御苦労さまでした。

午後 2時46分 散会